

本市の政策展開から①

平成一七年二月一日から、電話、電子メール、FAX及び手紙による市政に関する問い合わせ、提案、苦情、相談などを二元的に受け付け、可能な限りその場で回答する川崎市総合コンタクトセンターが発足しました。総合コンタクトセンターの特徴、試行運用の概要、今後について、紹介します。

川崎市総合コンタクトセンターについて

総務局市民情報室市民の声担当主査

荒木孝之

川崎市総合コンタクトセンターの特徴

(1)なぜ「総合コンタクトセンター」か
多くの地方自治体や民間企業では、市民や顧客からの電話による問い合わせを受ける窓口を「コールセンター」と呼んでいますが、川崎市では「総合コンタクトセンター」と呼んでいます。

一般的に、コールセンターは、電話による問い合わせに対応するというイメージがあります。川崎市では、「電話だけではなく、電子メール、FAX及び手紙という様々な媒体による、問い合わせ、提案、要望、苦情、相談など(以下「問い合わせ等」とします)を幅広く総合的に一箇所で受け付け、可能な限りその場で回答する、市民との接点となる場所」という意味から、「総合コンタクトセンター」という名称を

使用しました。(図1参照)

(2)目的と業務

総合コンタクトセンターは、「市民満足度の向上」と「業務効率の向上」を大きな目的として設置し、これらの目的を達成するために次のような業務を行っています。
ア、問い合わせ等への応対

市民からの様々な媒体による、市政に関する問い合わせ等を一箇所で受け付け、可能な限り回答することにより市民満足度の向上を図るとともに、問い合わせ等に対する応対業務を総合コンタクトセンターで集中的に対応することにより業務効率の向上を図ります。

イ、外国語対応

外国語による問い合わせ等に対応することにより、外国人市民の満足度の向上を図ります。試行運用では英語による対応を行っています。

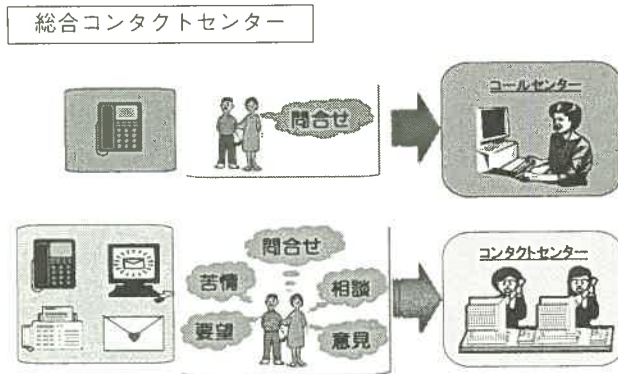


図1 コールセンターとコンタクトセンター

ウ、専門コールセンター等の統合

各所管課で個別に設置している専門のコールセンターのうち、可能なものを総合コンタクトセンターへ電子申請することにより、業務効率の向上を図ります。試行運用では、電子申請のヘルプデスクを統合しました。

エ、電話によるアンケート調査

定期的にコンタクトセンターの電話応対状況の評価についてアンケート調査を行います。コンタクトセンターでの電話応対完了後に、利用者にオペレータの応対を簡単に評価してもらい、その評価をコンタクトセンターの運用に反映させることにより市民満足度の向上を図ります。

(3)運用イメージ

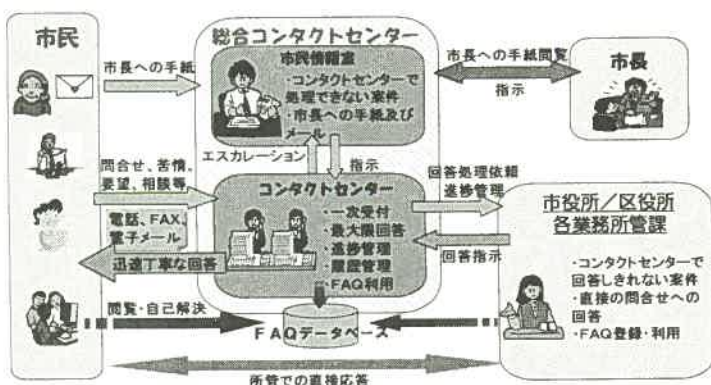


図2 川崎市総合コンタクトセンターの運用イメージ

総合コンタクトセンターでは、職員が対応する部分（総務局市民情報室）と委託したコンタクトセンターのオペレータが対応する部分との二つに分け、それぞれの長所を活かすことができるように、機能と役割を分担しています。

総合コンタクトセンターに寄せられた問い合わせ等に対して、迅速、的確、親切、丁寧に応対するために、問い合わせ等に対して、次のように対応しています（図2参照）。

ア. コンタクトセンターでは、一箇所で、市民からの様々な媒体による、市政に関する問い合わせ等をすべて「市民の声」として受け付けます。これら市民の声に對して、コンタクトセンターでは、あらかじめ用意したFAQ（よくある質問と回答）、各種マニュアル、広報物、ホームページなどの情報を用いて可能な限り回答するとともに、対応の内容を記録し蓄積します。

イ. 個人情報等を参照する必要がある案件、行政的な判断が必要となる案件などのコンタクトセンターでは回答しきれない案件については、コンタクトセンターから直接業務所管課へ取り次ぎます。

業務所管課では、コンタクトセンターから引き継いだ案件について、コンタクトセンターへ回答内容を指示したり、直接市民へ折り返し回答します。

ウ. 業務所管課を判別できない案件、政策的な判断を要する案件、個別の市民相談などのコンタクトセンターでは処理できない案件については、コンタクトセンターから市民情報室へ案件を取り次ぎます。市民情報室では、コンタクトセンターから引き継いだ案件について、コンタクト

センターへ対応方法を指示したり、直接市民へ折り返し応対したり、市長閲覧に供して指示による処理を行ったり、関係する業務所管課へ対応を依頼したりします。

エ. コンタクトセンターから業務所管課へ取り次いだ案件については、コンタクトセンターで対応状況を確認し、回答の遅延や失念がなくなるように管理します。オ. 市民が、業務所管課へ直接電話で問い合わせたり、市役所や各区役所の窓口へ直接訪れたりした場合は、対応した職員が責任を持って対応することとなります。

(4) 主な特長
総合コンタクトセンターの主な特長として、次の五点を挙げることができます。

ア. ハイブリット型の総合コンタクトセンター
民間企業の持つノウハウを最大限に活用しながら、行政と民間企業がそれぞれ持つ長所を活かすことができるように、職員と委託したコンタクトセンターのオペレータとで、機能と役割を分担した複合（ハイブリット）型の総合コンタクトセンターとしています。

イ. 広聴部門が所管
川崎市では、市民の声を広く聴くという観点から広聴部門が総合コンタクトセンターを所管しています。総合コンタクトセンターで得られた市民の声と他の広聴制度で得られた市民の声を取りまとめ、分析することが可能となります。

ウ. 提案、要望、苦情、相談などの受け付け
総合コンタクトセンターでは問い合わせだけでなく、提案、要望、苦情、相談なども総合的に一箇所で受け付けてい

ます。提案、要望、苦情、相談などに対して回答が必要な場合、定型的に回答できるときは、委託したオペレータが回答しますが、定型的に回答できないようなときは、業務所管課や市民情報室が処理を行います。

エ. 取り次いだ案件の処理状況の管理
コンタクトセンターからの部署へ取り次いだ案件については、処理が完了するまで、コンタクトセンターから定期的に取り次いだ先に対応状況を確認することにより、回答の遅延や失念がないように管理します。

オ. 市民の声の分析とニーズの抽出

総合コンタクトセンターで得られた市民の声をすべてデータベースとして蓄積し、分析することにより、市民の市政に対するニーズを抽出します。今までは記録として残りにくかった電話による問い合わせ等も蓄積できますので、今まで見過ごされていた市民の市政に対するニーズも抽出できるようになる可能性があります。

試行運用の概要

平成一七年一月一日に開始した総合コンタクトセンターの試行運用の状況を表1に示します。

(1) 名称及び愛称

総合コンタクトセンターの正式名称は「川崎市総合コンタクトセンター」ですが、市民が覚えやすいように、愛称として「サンキューコールかわさき」を使用しています。

(2) 問い合わせ先

問い合わせ等を受け付ける電話番号及び

FAQ番号は、愛称に合わせて、それぞれ「電話：044-200-3939（サンキューサンキュー）」と「FAX：044-200-3900」としました。
電子メールは、安全な通信を行うためにフォームメールを利用しています。このフォームメールは、総合コンタクトセンターを案内するホームページ（URL <http://www.contact.city.kawasaki.jp/>）からリンクしています。

(3) 運用日時

表1 総合コンタクトセンター試行運用状況

名称と愛称	名称：川崎市総合コンタクトセンター 愛称：サンキューコールかわさき
問い合わせ先	電話：044-200-3939（サンキューサンキュー） FAX：044-200-3900 電子メール（フォームメール）： http://www.contact.city.kawasaki.jp/
運用日時	8時30分から17時、開庁日のみ
運用体制	OP：4名（英語バイリンガル1名含む） SV：1名
委託業者	NTT東日本 神奈川支店（一般競争入札）
設置場所	委託業者の関連施設内（川崎市内）

運用日時は、試行運用の間、市役所の開庁日時と同じにしています。試行運用期間はコンタクトセンターに十分な対応スキルが蓄積できていないので、所管課への取次ぎが多く発生することを想定し、コンタクトセンターからの案件の取次ぎ先を確保するために、開庁日時に合わせることにしました。

(4) 運用体制

コンタクトセンターの運用体制は、オペレータ四名、スーパーバイザー一名の体制です。

また、英語対応が可能なオペレータを一名配置し、英語による問い合わせ等にも対応できるようにしています。

(5) 委託業者

コンタクトセンターの運用は、民間企業に委託しています。委託先は、平成一七年四月に一般競争入札により、NTT東日本神奈川支店に決定しました。

(6) 設置場所

コンタクトセンターは、緊急時の連絡や対応を迅速にするために、市内に設置しています。また、十分な運用スペースの確保、セキュリティ管理（入室管理、要員管理等）、システム保守管理（障害発生時の対応等）、停電対応などを考慮し、委託業者の施設を使用しています。

総合コンタクトセンターの今後

総合コンタクトセンターは、平成一八年度から本格運用を開始します。今年度の試行運用の結果から総合コンタクトセンターの効率的な運用体制及び業務処理フロー、市民のニーズの抽出及び庁内への提供方法、FAQの内容及び量の充実方法などについて

て検討し、本格運用へ反映させていきます。今後は、試行運用の結果を考慮しながら、運用日時の拡大、対応する外国語の拡充、

本市の政策展開から②

協働による都市景観形成と市民自治の取り組みについて「あさお落書き消し隊」の発足から

麻生区役所区民協働推進部地域振興課

井川秀雄

まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課

下田真人

はじめに

平成一七年八月二三日火曜日、三三度近い猛暑の中、小田急線新百合ヶ丘駅周辺において、七三名の勇士たちが、その勇気と熱意を試すかのように書きなぐられた落書きに対して、果敢にも二回目の戦いを挑んだ。

勇士たちは、「あさお落書き消し隊（新百合ヶ丘駅周辺景観形成協議会及び麻生まちづくり市民の会の会員で構成）」と、その呼びかけに応じた計七三名。幼稚園児から七〇代までの市民に加え、企業や行政職員も参加し、警察の協力も得た。

「今回は我々の勝利ですね！目標にした範囲の落書きは全て消すことができましたんじゃないですか？」

「いやいや、あの橋の下のは手強かった。次回までの宿題ですよ。〇〇さん。」

「落書きもそうだけど、ペDESTリアン

アウトバウンド（電話発信）業務の実施、電話による簡単なアンケート調査、電子申請手続きの代行業務などを総合コンタクト

センターで実施することにより、市民満足度と業務効率のさらなる向上を図りたいと考えています。

デッキの汚れも何とかしたいね。」

思い思いの感想とともに、閉会式に臨む。一定の時間と空間と作業を共有したものが分かり合える心地良い疲れと満足感に浸りながら、すでに次回の取組に想いを馳せる。

「年内にもう一回はやりたいですね。」

「次はいつですか？」

「つて、今全部消したばかりじゃないですか！」

「あさお落書き消し隊」の活動は、市民の発意が形になり行政や企業が後押しする、まさに協働の取組である。まだまだ課題は多く、反省点もある。しかし、一回一回確実にステップを積み重ねている実感があつた。本稿では、「落書き消し」という目に見える成果を追い求めながら、見えない部分でもステップアップを重ねる協働の取組をご紹介します。

新百合ヶ丘駅周辺景観形成協議会

「あさお落書き消し隊」の一翼を担う新百合ヶ丘駅周辺景観形成協議会（以下「景観形成協議会」という）は、新百合ヶ丘の地に脈々と流れる「美しいまち並みをつくる」という精神を引き継ぎ、川崎市都市景観条例（以下「条例」という）に位置付けられたまちづくり活動団体である。

そもそも、新百合ヶ丘駅周辺の景観に対する取組は、小田急線新駅設置工事に伴う特定土地地区画整理事業（昭和五九年に完了）の時期に遡る。開発に参加した地権者たちは、スプロール化の防止・農住都市構想（注1）を掲げて事業を進めるとともに、基盤整備だけではなく緑豊かで調和のとれた美しいまちづくりを目指していた。その成果の一つが、川崎市による上物建設マスタープラン（注2）の策定である。以来、新百合ヶ丘駅周辺では、これによる上物建設の



計画誘導を行ってきた。

さらに、法的な担保を有していなかったこのマスタープランの理念は、平成八年、新百合ヶ丘駅周辺が条例に基づく「都市景観形成地区」に指定されたことで、現在に継承される。

新百合ヶ丘駅周辺地区では、この地区指定を受け、関係住民が設立する景観形成協議会と市との協議を経て、まちの望ましい景観形成方針・基準を示し（条例第一二条）、これを踏まえ、地区内の建築行為・広告物の表示等に関して、川崎市が届出を



受け、協議・調整を行うことで都市景観の形成を促進している（注3）。

また、協議会の目的として「当該地区の都市景観の形成の推進に関する活動を行う」ことが挙げられており（条例第二一条）、景観形成協議会は、こうした活動のひとつとして、駅周辺の落書き消しに目を付けたのである。

麻生まちづくり市民の会

「あさお落書き消し隊」を構成するもう一つの団体、「麻生まちづくり市民の会（以

下「市民の会」という）は、市民が行政とともに住みよいまちづくりを進めるため、平成一五年五月に設置された麻生区のまちづくり推進組織（注4）である。会員は「実践」「パートナーシップ推進」「バックアップ」の各部会のいずれかに所属し、具体的なまちづくり活動に取り組んでいる。「あさお落書き消し隊」は、この中の「パートナーシップ推進部会」の活動の一つである。

「パートナーシップ推進部会」は「多くの市民が行政との協議に自由に参加できる場を企画・運営し、合意形成に努め、行政とともにパートナーシップ型事業を企画しその推進」を行う部会である。これまで、上麻生隠れ谷（かみあさおかくれやと）公園再整備ワークショップ（注5）の運営や、（仮称）新しい市民利用施設市民検討委員会（注6）の市民側事務局としての取組など、主に行政発意型のパートナーシップ型事業への参画が活動の大きな部分を占めてきた。一方で、市民発意型のパートナーシップ型事業を立案しようと試みてきたグループは、区づくり白書や都市マス区民提案をひも解き、麻生区における課題の重点化に取り組みながらも、最終的な立案の決め手を欠き、苦心する日々を積み重ねてきた。

こうした中、平成一六年九月に開催された「第一回かわさき・まちづくり交流会inあさお（注7）」において、市民の会がピックアップした区内四箇所を他区からの参加者が見学した際、かつて都市景観大賞を受賞したこともある新百合ヶ丘駅周辺について、「落書きが多い」「ハトの糞がひどい」等の指摘があり、それならばということが発案されたのが「新百合ヶ丘駅周辺の落書き消し」である。

第一回落書き消し

こうして、多少のズレこそあれ、二つの団体ではほぼ同じ時期にスタートした新百合ヶ丘駅周辺落書き消しの取り組みは、両団体に共通の市民が所属していたことにより、程なく合流することになる。また、景観形成協議会の事務局であるまちづくり局街なみデザイン課（現景観・まちづくり支援課）は公共施設管理者である麻生区建設センターの協力を得ながら、実施へ向けた調整を行うとともに、市民の会の事務局である麻生区役所地域振興課と連携を図り、二つの団体の情報共有を進めていく。

合流当初は、落書き対策の先進都市である下北沢を見学するなどして先行していた景観形成協議会の活動を主軸に、市民の会の会員がそこに協力する形で進められた。

まず、第一回落書き消しの実施日を平成一六年一月三日と定め、それに先立つ一月二五日に、主に作業手順と役割分担の方法を探ることを目的として予行練習が行われた。技術的な協力をお願いした麻生区建設センターの職員も予行練習から、参加した。

一月三日当日は、朝八時三〇分に景観形成協議会と市民の会のメンバー二〇名が麻生区役所玄関前に集合。四グループに分かれ、柑橘系の香りがする溶剤と、専門家に調査してもらったペンキを用いて作業を開始した。初めての取り組みであることもあり、想像以上に大変な作業に戸惑いながらも、二時間後にはほとんどの落書きを消すことに成功した。

第一回目の取り組みには試行的な意味合いも込められていたため、あまり広く参加

者を募集せずに実施したが、作業するメンバーの横を通る人から「落書き消しを行っているのはどんな人たちなのか」というような質問を受けるなど、落書き消しに対する関心の高さと、作業していること自体が大きなPR効果を持っているということが感じられた。また、活動報告が掲載された地域情報紙「マイタウン21 あさお」にも、「とてもよい取り組みだ」「次はいつ行うのか」「どうやったら参加できるか」等々の好意的な声が多く寄せられ、次回開催する際には、より多くの市民が参加することができるよう、開催方法の工夫や積極的な広報を行う必要性が確認された。

あさお落書き消し隊の結成

景観形成協議会の活動は、原則として指定された景観形成地区の中に限られる。また、市民の会の活動も、会員数や活動時間に限りがある。その一方で、まちの中に描き捨てられた「落書き」は、区内だけでもいたるところに存在し、とても一筋縄では対処できない。そこで、落書き消しに取り組み市民メンバーは、落書き消しの手法を改善し、より多くの担い手を募っていくとともに、こうした経緯や技術を記録し、必要としているところに継承していくことが重要なのではないかと考えた。そこで、この活動を推進する母体についても、景観形成協議会や市民の会という枠組みを越えた、新たな協働の体制として「あさお落書き消し隊」の発足が提案されたのである。

第二回落書き消しと今後の展望

平成一七年八月二三日の「第二回落書き消し」は、「あさお落書き消し隊」の初陣

として実施された。

第二回の取り組みでは、前回明らかになつた課題の改善に力を注ぎ、①当日行う準備作業を極力減らし、スムーズに作業に入ること、②現状把握とそれに基づく作業分担により、最大限の効果を得ること、③参加者への的確・迅速な指示と連絡ルートとの確保を図ること、の三点を重点的な目標とした。

特に今回は、チラシや地域情報紙への記事掲載により積極的に参加者を募集したため、八月八日に事前説明会を開催するなど、当日いかにスムーズな作業ができるかという点に細心の注意を払った。

こうした努力も功を奏し、蓋を開けてみれば、隊員それぞれの役割が適切に果たされ、また、参加した方々にも目一杯の力で落書き消しに取り組んでいただくことができ、予想を上回るペースで落書きを消していくことができた。この成功は、今後の活動へ向けて大きな自信につながるであろう。さて、今回の参加者の熱意を見ていると、新百合ヶ丘から完全に落書きがなくなるならいい（もしくは「あさお落書き消し隊」が必要とされる）限り、今後も息の長い活動を続けていくことになりそうである。また、第一回から第二回にかけて、隊員自身に蓄積されたノウハウも大きくレベルアップした。来年度以降は更なる発展が期待できるのではなからうか。

すでに、今後はより迅速に落書きに対抗するため、イベントのペースを年二回にすることも検討されている。また、いたちごっこに歯止めをかけるべく、新百合ヶ丘に落書きをさせない取り組みの検討を、という意見も挙がっている。

いずれにせよ、今回培われた経験と参加者の強い結束力は次回へ向けての大きな励みと、我がまち新百合ヶ丘のまち並みを振り返る素晴らしい機会となったに違いない。

《それぞれの所管部署の立場から》

●景観形成・まちづくり活動の支援として

これまで、市の行う事業の多くは、抜本的に都市構造を変える「再開発事業」や骨格的な「都市基盤整備」等を中心として、まちの骨格を形づくってきた。これらの事業は、市民が快適な都市生活を営む上で欠かすことはできないし、今後も整備が必要な地区はまだ多く残されている。

しかし、当然ながら骨格だけではまちづくりは完成しない。骨格づくりは、いわば狭義のまちづくりであり、そこに肉付けされるべき広義のまちづくり、身近な実践活動やコミュニティ形成にも及ぶ「地域まちづくり」は多岐にわたる。

景観づくりも同様で、再開発や区画整理により生み出される美しいまち並みは、それだけでは賞味期限がすぐに切れてしまう。また、景観形成地区の方針・基準運用による景観コントロールにも限界があり、例えば今回の落書きのようなケースに対しての実効性は全くないのが現状である。

こうした中、今後は、骨格的なまちづくりと身近な地域まちづくりのバランスを考え、双方に力を入れていくことが市に求められており、景観・まち

づくり支援課は、景観形成とともに、地域住民の発意と合意に基づき「地域まちづくり」に焦点を当てている。

「地域のことは地域で」、「できるところから実践活動」をキーワードに、地域ごとの身近なまちづくり計画の策定や、実践活動の方向性の検討といった、初期期のまちづくりが軌道に乗るまでの期間を目的に、側面的な支援を行っていく。

「あさお落書き消し隊」は、まさにそうした活動のひとつであり、行政関係各課を巻き込みつつも、主体はあくまで市民に委ねられている。

企画から準備、実行、評価までを市民の手で行い、確実にステップアップしていく彼らの取り組みは、「落書き消し」という身近な地道な題材を通して、そこに内包されたまちへの思いを、多方面へ発信させるインパクトを持っているのではないかと。ならばこの先、こうした発意が飛び火して、様々な地域で、継続したまちづくり活動が芽生えていくことを見守り、支援していきたい。

●麻生区における市民自治の指標として

これまでも麻生区では、計画の策定に関する事前調査から、課題解決のための実践活動まで、さまざまな取り組みが、市民と市民の協働事業、市民と行政の協働事業等として実施されてきた。こうした協働の取り組みには、行政の自己完結型事業には見られない課

題とともに、新たな成果を生み出す可能性が秘められている。

落書き消しについても、行政主導で進めようとするれば、どこかの部局が担当になるのか、関連部局との調整はどうするのかなど、実践にたどり着くまでに多くの時間を要する場合もある。市民主導で進める場合に、こうした調整が全く必要ないというわけではないが、市民の発意と熱意が、課題の抽出や重点化の大きな推進力となり、新たな協働の場を生み出すことで、より多くの関係者を巻き込みながら、「落書きを消す」以上の効果を創出していくことがある。

「落書きが多い地域では軽犯罪が多発し、凶悪犯罪が起こりやすくなる」
「小さな犯罪を放置すると、やがてそれが大きな犯罪につながるという犯罪心理学のブローケン・ウインドウ理論」
「あさお落書き消し隊」のメンバーは、この理論を引用しながら、落書きをした犯人を捜すのではなく、市民の手で落書きを消すことにより、「結果的にきれいな明るいまちづくりを生み出していくことを目指した。まさに、「自警」ではなく、「自治」にその解決方法を求めたところに、麻生区の自治の熟度をはかる一つの具体例、成果をみることができている。

「落書きを消してきれいな明るい街へ」というキャッチフレーズを、「市民の手で」という実行に結び付けるには、「これまでの取り組みの積み重ね」という変数を掛け合わせる必要がある。市民自治社会の実現には、必ずしも

何か大きな起爆剤が必要とされるわけではない。こうした地道ではあるが着実な取り組みの積み重ねが、ゆつくりとではあるが確実に自治を醸成させてゆくのではないだろうか。

おわりに

美意識、愛着、正義感…。人々が落書きを消すのにはそれぞれの思いが込められている。

「あさお落書き消し隊」は、単に落書きを消すということだけではなく、そうした思いを受け止め、「自治」の名のもとに丁寧

に紡いでいこうとしている。
作業が終わる、閉会のために全員で集合すると、疲れきってもはや立つこともままならない人々が、地べたに座って冒頭のよ

うな会話を交わしている。それは、企業も市民も行政も、老いも若きも一切関係のない共通の思いであった。
落書きと戦い、真夏の日差しと戦い、目に入ると痛い溶剤とも戦った今回の取り組みは、最後にもう一つ、ある種スポーツのような達成感と爽快感を残した。最後の閉会式での光景は、甲子園を舞台に繰り広げられる、高校野球のような清々しさすら漂わせていた。

これならば、新百合ヶ丘は落書きには決して屈しないし、再びあの素晴らしいまち並みを回復する日は近いはず。落書き消しが終わり、参加者全員で（もちろんジュースで）喉を潤しながらクールダウンしている際、すでに次回の話をしながら漏れる笑みと、薬品で指紋の無くなったみんなの手を見てふとそう感じた。

注1 一九六八年（昭和四三年）、一築照雄氏による「近郊農村の村づくり協同組合による農住都市の建設」構想が発表される。これを受け、新百合ヶ丘駅周辺地区も農住都市としての方向性を進んでいくこととなる。

注2 川崎市の副都心構想及び地権者の計画的なまちづくりに対する強い思いにより策定された総合的なまちづくりの基本方針。土地利用だけでなく上物建設まで踏み込んだ方針を示しており、当時は要綱による行政指導を行っていた。一九八〇年に策定後、一九八七年、一九九四年に改正をしている。

注3 川崎市で二番目の地区として平成一〇年に指定。「建築物のデザイン」「緑のデザイン」「通りのデザイン」「広告物のデザイン」「あかりのデザイン」についての基準を定めている。現在、川崎市で景観形成地区に定められているのは、他に、たちばな通り（川崎区）、大宮町地区（幸区）、武蔵小杉町地区（中原区）、現在地区指定のみ、大山街道地区（高津区、現在地区指定のみ）がある。今後、新百合ヶ丘に隣接する新百合ヶ丘山手地区についても指定が視野に入れている。

注4 麻生区のまちづくり推進組織「麻生区まちづくり白書」にも創りあげる麻生」策定後、白書の提案内容推進等を目的に、区のみまちづくり活動の推進母体として立ち上げられた組織。平成一二年二月から平成一五年三月までの間「麻生まちづくり会議」が、平成一五年五月からは「市民の会」が設置されている。

注5 上麻生隠れ谷公園再整備ワークショップ…上麻生隠れ谷公園は麻生小学校に隣接した街区公園。「新百合ヶ丘地区緑化推進重点地区計画」の策定を受け、「特色ある公園づくり」と整備後の「市民の手による管理運営活動の実践」を目指し、ワークショップ手法による住民参加型の公園づくりが行われた。

注6 (仮称)新しい市民利用施設市民検討委員会…(仮称)新しい市民利用施設は、新百合ヶ丘駅南口の旧あさひ銀行ランド跡地における開発に伴い、この一角を整備されることになった施設。現在、「(仮称)新しい市民利用施設市民検討委員会」が、ワークショップでの検討、フォーラムでの意見交換など、様々な手法を用いながら施設のあり方、運営方法等について検討している。

注7 かわさき・まちづくり交流会…平成一六年二月に開催された「第二回市民自治創造・かわさきフォーラム」を契機として発足した、七区のみまちづくり推進組織の交流会。第一回は麻生区で開催された後、第二回は中原区、第三回は川崎区で開催された。また、交流会のほか毎月一回程度打ち合せ会議が開催されている。

派遣研修の効果と活用

総務局人事課人事制度改革担当主査

山本昇二

はじめに

「研修」という言葉を聞いて、多くの人は、職員研修所が実施する「階層別研修」や「政策形成研修」を思い浮かべるのではないだろうか。これらの「集合研修」が本市における職員研修の柱の一つであることは間違いないが、これに加えて、他の団体・機関に職員を派遣する「派遣研修」、日常業務を通して行う「職場研修」、職員が自発的に行う「自己啓発」というように分類することができる。

「派遣研修」にも、他の研修機関等に数日間派遣する「短期派遣研修」と、他の団体や大学院等に一年ないし二年派遣する「長期派遣研修」があり、ここでは「長期派遣研修」の効果や活用について簡潔に述べることにしたい。

長期派遣研修の実施状況

一年以上の長期派遣研修は、他の組織・団体における実務を通じての研修と、教育機関における研究活動を行う研修に分類される。(平成一七年度の派遣状況は、表の

派遣研修の目的と効果

とおり)

派遣研修は、人材育成と能力向上を図ることが基本的な目的であるが、それに加えて、市の業務を円滑に推進する上での効果が期待される場合も多い。特に省庁への派遣にあつては、人的ネットワークの形成や情報収集といった、組織上の効果が期待される一方、大学院や民間企業への派遣にあつては、派遣される職員の能力向上という側面が強い。いずれにしても、派遣研修には職員本人と組織上という二面的な効果があり、その比重が派遣先によって異なるということになる。

派遣終了後の活用

派遣研修の終了後は、その知識や経験を組織として活用できるよう、可能な限り派遣先の業務と関係のある部署への配置を考えている。派遣先の業務内容や研究テーマにもよるが、直接的に関係する部署への配置が難しいケースもあるというのが現実である。

派遣中の職員や派遣経験者へのアンケートなどから、当事者の声を拾ってみたが、次のような「貴重な経験」が得られるところに、派遣研修の意義があるものと考えているようである。

- ・ 国家公務員(霞ヶ関)の仕事ぶり(スピードなど)を間近で見ること。
- ・ 全国レベルの動きをいち早く知ることができること。
- ・ 他の自治体からの研修生仲間と情報交換ができること。
- ・ 川崎市を外から客観的に見ること。
- ・ 違う組織を肌で感じる。

このことは、派遣する側としても同感であり、このような経験を持つ職員を、派遣終了時だけでなく長期的に活用できるように配置することで、派遣研修の効果は組織に還元されるものと考えている。

派遣職員の選考

派遣研修には、「行きたい人」と「行かせたい人」がいるが、派遣中はかなり厳しい環境に置かれることになるので、より意欲と能力の高い職員を派遣することが求め

られる。したがって、特定の部局での実務経験を特に必要としないものについては、全庁的な公募により派遣職員の選考を行うこととしている。派遣研修に関する情報を広く提供することにより、より多くの「行きたい人」が手を挙げ、その中から「行かせたい人」を選考するというのが理想であろう。

そして、派遣先で得た知識と経験を派遣された職員本人が、業務を通じて長く活かしていこうとする意識が最も大切であり、

種別	派遣先
省庁	内閣府、総務省(3)、文部科学省、経済産業省、環境省
他自治体	神奈川県(2)、東京都
関係団体	都市再生機構、消防研究所、水道技術研究センター、全国市議会議長会
民間企業	野村総合研究所、三菱総合研究所
大学院	政策研究大学院大学(2)

※派遣先の()内は派遣している人数で、()がないものは1人派遣

研修の窓②

自治体派遣研修

本市では毎年、東京都へ職員を派遣している。自分の組織から離れた視点を持つことは効率的・効果的な行政運営を行う上で貴重な経験である。この研修を修了した職員が他の組織から見た川崎市役所について紹介する。

東京都への研修を終えて

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

久保真人

東京都派遣に応募したきっかけ

私は、昨年度、東京都の福祉局総務部福祉改革推進課（平成一七年八月より、東京都の組織改革により福祉保健局総務部改革推進課）に一年間派遣をさせていた。当初は、東京都への派遣研修というものがあることも知らず、たまたまお世話になっている方から、行ってきたらどうかというお話をいただき、せっかくだからという話だったので、多少の不安もあったが応募することとした。幸い派遣させていただけることとなり、そのとき高齢者福祉に関する職場にいたため、これを機会に他都市の福祉施策に触れ、できれば川崎市に戻った際に、そのノウハウを活かせる仕事をさせていただければと考え、東京都庁に通い始めた。

配属された職場は、社会福祉基礎構造改革の「措置から契約へ」という理念のもとに、東京都が独自に策定した「福祉改革推進プラン」を推進するためのモデル的な事業を行う部署であった。具体的には、①「福祉サービスの第三者評価制度」や、②

成年後見制度の円滑な利用に向けた仕組みづくり、③都内の区市町村の先駆的な取組みに対する助成事業、④社会福祉法人の経営改革に向けた支援、⑤障害者、高齢者のグループホームの増設に向けた取組み等を実施していた。

その中で、私は、主に、「福祉サービス第三者評価制度」の仕組みづくりに関する企画、関係機関との調整業務を担当した。また、成年後見制度の円滑な利用に向けた仕組みづくりにも関わらせていただいた。

組織の文化の違い

職場に配属されて仕事を行った際に感じ

たことは、当然のことであるが、川崎市とは、基本的な業務の流れが随分と違うということであった。例えば、川崎市ではあまり行われていないが、年度当初に、経理担当者に対し、事業課から事業説明を行っているといったことであった。それ以外にも、組織の文化にいろいろと差異を感じ、「戸惑いもあった。幸い職場では、特に派遣職員という区別もなく接して下さったのでなじみやすかった。数ヶ月がたつと次第に、仕事や職場にも慣れ、仕事をしていく中で、東京都は、自治体の中でいろいろな点で進んでいると感心させられる一方、どこも同じような課題を抱え、改善に向けた取組みを実施している点では、それほどかわりはなく、次第に普段どおりに仕事をしていくと思う、仕事に取り組んでいくことができた。

一年間を振り返って



～派遣研修報告会（8月29日開催）での一コマ～

報告会では、派遣研修中の職員18人中14人から中間報告があり、各所属長や派遣に関心のある職員が聴講した。

そのことよって初めて、費用に見合うだけの効果が組織として得られるものと考えている。現行の厳しい職員定数枠や予算状況を踏まえつつ、今後もより効果的な派遣研修を実施していきたい。

配属された職場の仕事とは

派遣で東京都に行かせていただいた感想であるが、確かに、違う組織ということでも様々な点で違いもあったが、市民の暮らしを支えていくという同じ目的に向かつて事業を展開している組織である以上、どこも同じような課題や、改善に向けた取り組み

を行っているのだと感じた。また、他の職員の方にも、東京都に限らず、是非、外から川崎市ももう一度見直す機会を積極的に持つことをお勧めしたいと思う。最後に、反省点として、当初、このような交流は、期間も短く、経験できる人数も

限られている。そのため、東京都と川崎市で交流を図り、相互に情報交換を行っているけれど考えていた。しかし、昨年度の職場の方とは、現在も個人的には連絡をとっているものの、あまり相互の交流として継続するまでには至らなかった点があげられる。

研修の窓③

大学院派遣研修を終えて

大学院派遣研修の目的は、公共部門の政策・計画問題を科学的に処理できる高度の専門家の養成である。平成15年度16年度の2年間、東京大学法学政治学研究所に派遣した職員が、学んだ成果をまとめたものをここに紹介する。多少難解ではあるが、研修生の熱意を伝え、読者の業務等になんらかの示唆を与えることができれば幸いである。

住民訴訟と地方議会の権限

四号訴訟に対する債権放棄を中心に(要約)(注1)

環境局生活環境部廃棄物指導課

蟬川千代

問題の所在

住民訴訟制度の地方自治における制度的意義は、①住民の直接参政の手段、②地方公共の利益の擁護、③違法・不当な地方財務会計の管理・運営に対する司法統制、の三点にあると説明されます。宮城県総務部食糧費事件(注2)などに代表されるように、住民訴訟制度は地方公共団体の行財政運営を是正する手段として大きな役割を果たしています。

しかし、住民訴訟の提起は、地方公共団体の事務執行を制限しません。そのため、

限られている。そのため、東京都と川崎市で交流を図り、相互に情報交換を行っているけれど考えていた。しかし、昨年度の職場の方とは、現在も個人的には連絡をとっているものの、あまり相互の交流として継続するまでには至らなかった点があげられる。

住民訴訟制度の趣旨を阻害するとも思われる地方公共団体の行為が行われる場合があります。例えば、以下のような事例が考えられます。

① A市の住民が、B前市長の行った補助金支出行為を違法として、A市市長のBに対する損害賠償請求の行使の義務付けを求める訴訟を提起した(自治法二四二条の二第一項四号)。本件訴訟の係属中に、A市市議会がBに対する権利放棄の議決を行った(自治法九六条一項一〇号(注3))。

② C村の住民が、D建設がC村に対して

不当利得を得ているとして、C村村長の

D建設に対する不当利得返還請求の行使の義務付けを求める訴訟を提起した(自治法二四二条の二第一項四号)。C村村議会は、D建設に同請求を行うとD建設の破綻を招きかねず、D建設の破綻はC村の社会経済状況(雇用など)へ甚大な影響を与えるとして、D建設に対する権利放棄の議決を行った(自治法九六条一項一〇号)。

これらは、一見、住民訴訟制度の趣旨を損なうものといえそうです。しかしながら、このような判断がより当該地方公共団体に

において適切な結果をもたらす場合もありそうです。第二の事例などどうでしょうか。上記の事例は、住民訴訟係属中を想定した事例です。これと同様に、認容判決確定後の地方公共団体の行為についても、住民訴訟の趣旨と抵触する場合があります。認容判決確定後の債権放棄の両方を指す場合、「四号訴訟に対する債権放棄」といいます。

法的検討

これらの問題を、実際に議論された事件(注4)で示された判決を参考に、以下の枠組みで検討します。

第一に、四号訴訟に対する債権放棄が政策上適切であるかという検討を行い、その結果得られた答えについて、現行法の解釈から導くことができるかを検討します。第二に、現行法の解釈から導くことができない場合には、立法による対応について検討を加えます。また、債権放棄が適切である場合の適法性要件についても、併せて検討を行います。

この問題は、訴訟係属中と認容判決確定後では原告の地位に違いがあるため、訴訟係属中の債権放棄と認容判決確定後の債権放棄とを区別して論じる必要があります。そのため、最初に、訴訟係属中の債権放棄について検討を行い、次に、認容判決確定後の債権放棄について検討を行うこととします。

1. 訴訟係属中の債権放棄の適切性

(1) 訴訟係属中の債権放棄の法政策上の適切性

四号訴訟係属中に、原告がその行使を求めている債権を、議会が放棄することは法政策上適切でしょうか。四号訴訟係属中に債権放棄がなされると、裁判所は債権の存否について判断を行い、債権の消滅を認定すると訴訟は終結してしまいます。このように、訴訟係属中の債権放棄は、財務会計上の行為の違法性について裁判所の判断を得られず、住民訴訟制度が機能しないという結果を招きます。

一方、訴訟係属中の債権放棄について、地方公共団体が当初予定していた事務との関係で整理すると、訴訟係属中に債権放棄を行う理由は、地方公共団体が当初予定していた事務の停滞を阻止するためではなく、訴訟を終了させることを目的としていると強く推定されることが明らかとなります。このような行為は、法が住民訴訟制度を設けたこととの関係から適切でなく、訴訟係属中の債権放棄は禁止すべきであるといえます。

(2) 現行法の解釈としての検討

それでは、現行法の解釈として、訴訟係属中の債権放棄を違法とする解釈が導けるでしょうか。この点、裁判例は三つの立場に分かれています。

A説・訴訟係属中の債権放棄は一律に違法とする立場（鋸南町事件地裁判決（注5））、B説・訴訟係属中の債権放棄は、一定の要件の下において適法とする立場（安塚町事件高裁判決（注6））、C説・訴訟係属中の債権放棄は一律に適法とする立場（鋸南町事件高裁判決（注7）、安塚町事件地裁判決（注8））。

C説は、訴訟係属中の債権放棄を違法とする明文の規定がないため、自治法九六条

に基づく議決は一律に適法と主張します。しかし、従来の判例は、議決の形式的な成立要件のみを審査しているわけではありませんが、住民の代表機関である議会といえども、地方公共団体の目的と異なる判断を行う可能性があることに鑑みれば、一定の場合に債権放棄が違法と評価される場合もあると思われまふ。そのため、C説を採用することはできないと思われまふ。

それでは、A説はどうでしょうか。A説は、①非訟事件手続法七六条類推適用、②権利放棄の効果、③住民訴訟の制度趣旨の三つを理由に、訴訟係属中の債権放棄を違法無効と主張します。しかし、根拠①は、1)原告である住民は地方公共団体に対し債権を有していない、2)旧四号訴訟は便宜上、代位訴訟の形式を採用したに過ぎない、3)平成一四年法改正により四号訴訟の形態は代位訴訟の形式でなくなった、ため根拠②とならないと思われまふ。一方、根拠③は、議会が債権放棄しても、違法な公金支出が適法になるものではないと主張します。これは一理ある見解ですが、現在の訴訟の構造上、債権の存否に先立ち、財務会計上の違法性を判断することは考えにくい。ため、採用することができないでしょう。根拠③についても、訴訟を提起したからといって直ちに住民の判断に正当性があるわけではなく、自治法九六条によって正当性が与えられている議会の判断と同等に扱うことはできないと考えまふ。

B説は、自治法九六条の趣旨から、一定の要件の下において債権放棄が適法となることを主張します。地方公共団体は、住民の福祉の増進を図る目的を持つ団体（自治法一条の二第一項）です。住民の代表機関であ

る議会といえども、地方公共団体の目的と異なる判断を行う可能性のあることに鑑みれば、一定の場合に債権放棄が違法と評価される場合もあることでしょう。したがって、自治法九六条には、このような内在的な制約が含まれていると解されると思われまふ。

以上から、現行法の解釈としては、B説が妥当であると思われまふ。しかし、先に検討したとおり、法政策上の適切性からは、訴訟係属中の債権放棄は一律に違法とすべきです。よって、そのような立法が望まれます。

(3) 立法による対応の検討

それでは、どのような規定を作るべきでしょうか。

この点、①自治法九六条の趣旨から債権放棄を禁止する立場と②住民訴訟制度のしくみから訴訟係属中の債権放棄を禁止する立場の二つが考えられます。それぞれの立場からの検討を行ったところ、更なる検討が必要であることが確認できました。そのため、本稿では訴訟係属中の債権放棄について立法によって禁止する必要があることを提示するとともに、どのような理論に基づいて禁止するかについては、今後の課題としておきます。

2. 認容判決確定後の債権放棄の適切性

(1) 認容判決確定後の債権放棄の法政策上の適切性

認容判決の確定により、債権の請求を行うことを義務付けられた地方公共団体が、その後に当該債権の放棄をすることは法政策上適切でしょうか。認容判決確定により、地方公共団体が行った財務会計上の行為が

違法であることが確定します。自治法が、違法な事務執行によって発生した損害を事後的に回復させるために四号訴訟を用意したことに鑑みれば、認容判決確定後の債権放棄は原則できないとするのが適切だと思われまふ。

とはいえ、その後の状況変化により、債権を行使することが当該地方公共団体にとって好ましくない結果となる場合もありそうです。本稿冒頭に上げた事例②の状況が、認容判決確定後しばらく経ってから起きた場合はどうでしょうか。認容判決確定後の債権放棄は、訴訟係属中の債権放棄と異なり、住民訴訟制度そのものが機能しないとははいえまふ。よって、一定の要件の下でできるとする道を用意しておくことが適切だと思われまふ。

① 適法性要件 — 検討に際しての留意事項

それでは、どのような要件の下でできるとするのがよいでしょうか。この検討に際して、国の債権管理に関する規定をみてみると、①地方公共団体の財務規定は、法律による統制のほか議会による広範な統制がある、②国の規定とほぼ同様の規定は自治令一七一条以下にあり、議会の議決を要しない、という地方公共団体の財務規定の特徴がわかります。国の規定は、行政官庁の専意による債権の減免等を禁止する趣旨で設けられていますが、この点については、地方公共団体においても既に手当てされているのです。問題は、国との対比で特徴的といえる、議決による債権放棄にどのような限界があるのかという点です。これは、自治体財政議会主義の限界をどのように捉えるのかという問題につながっていきます。

② 具体的検討

債権放棄は、これにより利益を受ける相手方が存在するため、消極的な補助金支出と見ることができません。よって、地方公共団体の補助金等支出に関する規定（自治法二二二条の二）にある「公益上必要のある場合」という要件は、債権放棄に対しても考慮されなければならないと思われまます。とはいえ、債権放棄の効果の点から、更に要件を絞るべきであると考えまます。

(A) 法治主義の要請

地方公共団体は法令に違反して事務を執行してはなりません（自治法二条一六項）。これは、行政の一般原則である法治主義からの当然の要請です。自治法は、地方公共団体が法令に違反して事務執行してしまつた場合に、当該執行によつて発生した損害を事後的に回復させるため、四号訴訟を用意しました。これに対し、地方公共団体が、違法な事務執行によつて発生した損害を回復させるための債権を、公益上の必要性を理由に放棄することは、どのような意味を持つでしょうか。このことは、債権放棄に公益上の必要性が認められれば、違法な事務の執行を認めることにつながります。つまり、公益上の必要性を理由とした違法支出と同様の効果をもつことを意味します。このような債権放棄は、債権放棄を決定する主体が住民の代表機関である議会によるものであつても、法治主義の要請から認められないでしょう。

それゆえ、認容判決確定後の債権放棄の適法性要件は、公益上の必要性だけでは足りず、法治主義の観点からの適法性要件の画定が必要であると考えまます。

(B) 自治体財政議会主義の限界

地方公共団体が行う権利放棄は公益に反する可能性の高い行為であること。加えて、認容判決によつて確定した債権を地方公共団体自らの意思で放棄することは、違法な事務執行を認める途を開き、法治主義に反する結果になること。これらを考慮すれば、認容判決確定後の債権放棄は、原則行えないとするのが適当だと思われまます。

しかし、一方で、自治法が議決による権利放棄の途を認めていることに鑑みると、権利の放棄をしなければ法律関係が複雑になつてしまう場合や、権利の実現の可能性がなく相当程度減額する必要がない場合など、権利放棄をする必要やむを得ない財務上の合理的理由がある場合には、例外的に債権放棄できるとするのが妥当であると考えまます。

(2) 現行法の解釈としての検討

それでは、現行法の解釈として、認容判決確定後の債権放棄を違法とする解釈が導けるでしょうか。この点、訴訟係属中の債権放棄と同様、三つの立場が考えられます（A説：認容判決確定後の債権放棄は一律に違法、B説：認容判決確定後の債権放棄は一定の要件の下において適法、C説：認容判決確定後の債権放棄は一律に適法）。とはいへ、C説は、先の検討でみたように、従来の判決の立場と異なり採用することができません。ここでは、A説とB説について検討します。

A説が主張する理由としては、①認容判決の判決効、②財務統制主体間の判断調整が考えられます。しかし、根拠①は、認容判決は執行機関等に対し債権の請求を義務付けるに過ぎず、個別の案件ごとに住民の意思を反映させることのできる議会の権限

について何も述べていない、根拠②は、地方公共団体の財務統制主体の判断が対立しているものの、認容判決確定によつて地方公共団体の処分権が制限される旨の規定はない、ため採用することはできないでしょう。

現行法において、住民と議会という二つの財務統制主体の判断を調整する規定はないものの、住民の判断に正当性が認められたことに鑑みれば、議決による債権放棄は一定の要件の下でしか適法とならないとする立場（B説）が妥当であると思われまます。

以上の検討から、認容判決確定後の債権放棄は一定の要件の下でできるとすることが法政策上適切だという立場は、現行法の解釈からも導けることができることが確認できました。

結語

四号訴訟に対する債権放棄は、住民訴訟制度の趣旨との関係でさらに検討がなされるべき重要な問題を含んでいます。これらの検討に当たつては、①認容判決で得られた判決内容に住民全体の意思がどの程度拘束されるのか、②議会による債権放棄の実体的な限界はどこか、という問題をどのように考えるかが重要だと思われまます。

また、本稿では残された課題も多くあります。例えば、四号訴訟で確定した金額が、第二段目の訴訟（自治法二四二条の三第二項）の提起にかかる費用よりも低額である場合、訴訟経済的な観点から債権を放棄することは認められるか。自治法一八〇条一項を根拠に加えれば、条例で金額の限度を定め、長単独で権利の放棄を行うことがで

きるため、四号訴訟で確定した金額が長の専決処分で債権放棄できる金額の範囲内である場合、長は専決処分で債権放棄をすることができるといふ問題です。

今後、このような問題について検討を深めていくことにより、住民訴訟制度と地方議会の権限との関係をより明確なものとすし、もつて住民自治の発展に寄与することを課題として本稿を結びたいと思ひまます。

注1 本稿は、執筆者が川崎市大学院派遣研修生の研修生として派遣されていた東京大学大学院法学政治学研究科に提出したリサーチペーパーについて紹介するものです。紙面の上、約六分の二に圧縮しており、リサーチ部分について相当内容の薄いものになっていまます。内容についてご関心のある方は、執筆者までご連絡いただければ幸いです。

注2 食糧費が公務員間の接待などに使われていたことが発覚した事件。仙台市市民オンブズマン「官壁を衝く」（毎日新聞社 一九九九年）など。

注3 地方公共団体による権利放棄は、地方公共団体の有する財産権その他の権益を対価なく減少させる行為であるため、公益に反する可能性が極めて高い行為です。地方公共団体において、議決事件以外の意思決定が執行機関の各権限内においてなされることに鑑みると、権利放棄が議決事件とされたのは、その判断を民主的な住民代表機関に委ねる趣旨であるといえます。

注4 千葉県銚子町納税貯蓄組合補助金交付事件、新潟県安塚町第三セクター職員派遣給与等支出事件。

注5 千葉地判平成二二年八月三十一日判例自治二〇〇三三頁

注6 東京高判平成二六年四月八日判例集未登載。

注7 東京高判平成二二年二月二六日判時一七五三三三五頁

注8 新潟地判平成二五年七月一七日判例集未登載。

分権型社会における 都市型コミュニティ施策の構築に向けて ソーシャル・ガバナンス時代の都市政策を考える

川崎区役所保健福祉センター保護課

川口健太

研究内容について

本稿では、我々平成一六年度政策課題特別研究チームが「分権型社会における都市型コミュニティ施策の構築に向けて」ソーシャル・ガバナンス時代の都市政策を考える」をテーマに行った研究について、研究内容の紹介と、研究を通じて我々が思ったこと、感じたことを中心に書き進めていきたい。

先述した研究テーマに関係する分野は広範囲に及ぶ。そこで我々は、地域がその潜在力を十分に発揮するための近隣自治や都市内分権のあり方に絞って研究を行った。その手法としては、まずは文献資料調査によって法令や制度面での整理を行い、次いで現地でのヒアリング調査によって主に制度の運用面での問題等を明らかにし、今後の本市での施策の展開に資することを目標とした。

近隣自治について

本研究のテーマにもなっているソーシャル・ガバナンス(注1)については、社会に

おける様々なアクターがそれぞれに公共サービスを担い、社会全体による自己統治を行うという考え方と理解できる。ソーシャル・ガバナンスが論じられる際には、政治・行政や経済の領域に比べて相対的に弱い市民社会の領域を重視し、その力の底上げを図ることが一般に強調される。

弱体化した市民社会の活性化は、先進諸国における共通の課題であり、ソーシャル・ガバナンスの実現のため、近隣自治の重要性が大きく採り上げられている。基礎自治体の内部をさらに小さく区分して会議体を置き、そこにおける地域の課題を議論させ、場合によっては行政を拘束する意思決定を行わせることにより、地域内の自治意識・能力を向上させようというのである。このような近隣における課題を議論する会議体を、本稿では近隣自治機構と呼ぶ。

わが国においても平成一六年一二月に施行された改正地方自治法の中で、住民自治等を推進する観点から、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつ処理する区域である「地域自治区」と、地域自治区の事務所が所掌す

る事務や市町村が処理する当該自治区に関する事務について審議し、意見を述べることのできる「地域協議会」を設置できるとなった。

現在本市においても、区における課題の解決に向けて調査審議する機関として、幅広い区民層から成る「区民会議」の設置を目指している。区民会議については、会議体の構成や性格等についての検討が現在進められているところである。

我々はこの区民会議をより良い制度として設置し、円滑に運営していく方法を探ることを研究の中心に据え、海外の先事例、具体的にはフランスとドイツの制度についての調査を行った。

フランスの近隣自治制度

フランスでは近年、「参加型民主主義」の促進に向けた施策が展開されている。参加型民主主義とは、住民が自らに関する事柄についての議論や意思決定に参加する権利を強化し、ひいては決定における民主的正統性を確保するという考え方である。

二〇〇二年二月に制定された「近隣の民

主義法」の中で、一定の規模以上のコミューン(市町村に該当)において、「近隣住区評議会」という近隣自治機構の設置が義務付けられた。近隣住区評議会は諮問機関であり、近隣住区に関するあらゆる問題について、諮問に対する答申、または自発的な提案として、区議会や区長に意見を述べる。区議会や区長はこの勧告を尊重して政治運営及び行政運営を行う。

近隣の民主主義法はこれらの大枠を規定するだけであり、詳細については各コミューンの制定する憲章の中で示されることとされている。

パリ二〇区における調査について

フランスの諸自治体の中で、パリ、リヨン、マルセイユの三都市については他の基礎自治体とは異なる大都市制度が適用されている。パリは二〇〇万人強の人口を有する市域が二〇の区に分けられ、それぞれに区議会・区役所が置かれており、近隣住区評議会はこの区をさらにいくつかに分割して設定された近隣住区ごとに設置されている。今回調査対象に選んだパリ二〇区の場合、人口一八万人の区域が七つの近隣住区に分けられている。

パリ二〇区における近隣住区評議会について文献調査、及び区役所職員・近隣住区評議会の議長・評議員に対するヒアリング調査を行った結果、我々が特に注目すべきと考えた特徴について紹介する。

① 構成員の選出方法

まず特徴的なのが、パリ市に限らず、無作為抽出によって住民代表を選出すると規定するコミューンが多いことである。

調査対象としたパリ二〇区の近隣住区評



パリ20区役所



パリ20区役所職員、近隣住区評議会評議員と

議会の場合、三九名の構成員を三つのグループから選出している。三分の一は区議会議席の比率に合わせ、各党が党員を推薦。次の三分の一は有識者のグループであり、アソシアシオン（日本のNPOに類する市民組織）の関係者が多い。最後の三分の一は地区の有権者リストの中から無作為抽出で選出される。

この無作為抽出について区役所の地域民主主義担当職員に尋ねたところ、この手法は古代ギリシアのアテネで行われていた民主主義の手法を採り入れたものとのことである。通知を送付しても断る住民はいるが、特に強制はしていない。これまで政治に対して興味を持っていなかったが、評議員に選出されたことよって地域の問題に積極的に関わるようになった人も多く、市民の責任感を育む効果もある良い方法であると評価であった。

また、無作為抽出に際して、一三名中三名についてはEU外国人住民名簿から選出することとされており、少数意見を反映させる手法として注目される。

② 評議会の開催と区議会議員の役割

評議会はそれぞれの地区の学校で、夜開催される。評議員でなくても住民であれば自由に参加できる。本会議は年に三回開催され、間に評議員から成るテーマ別の委員会が開かれる。

興味深かったのが、区議会議員の役割である。評議会には区議会議員も参加できることとされているが、表決権はなく、参加住民と行政の橋渡しをする役割が期待されている。ヒアリングを行った地域民主主義担当職員は、近隣住区評議会は参加型民主主義を体現する場であり、あくまで代表制議会を補完する立場であって代替するものではないということ強調していた。区議

の評議会への参加形態は、このように参加型民主主義と代表制民主主義を峻別する考え方を表象しているのかもしれない。

③ 近隣住区評議会の成果

ヒアリングの中で、近隣住区評議会が重要な役割を果たした事例として特に印象に残ったものを紹介する。

二〇〇四年一月に開通したパリ二〇区内と二二区をつなぐコミュニティバスの事例であるが、このバスの路線に設置された二六のバス停の位置を、近隣住区評議会において決定したのである。このバスは特別の不自由な人の利用を想定しているため、病院、税務署、郵便局等、これらの人々にとって利用頻度の高い場所にバス停を設置したとの話であった。

バス停の位置がどこになるかは、市民生活に直結する問題であり、パリ二〇区、レユニオン・ペールラシェーズ地区の評議会には、多い時には一〇〇名以上の傍聴者があるとのことであった。これは、市民生活に密接な関わりを持つ問題について、実質的で具体的な成果を挙げられることが住民の会議出席率の向上に大きく影響するという事例の一つではないか。

近隣住区評議会と社会資本

最後に、フランスに関しての調査を通して我々が注目した点を紹介したい。

パリ二〇区内には七つの近隣住区評議会が設置されているが、パリ二〇区の発行した報告書を見ると、活発な内容の活動報告をしている地区と、逆に活動停滞を報告している地区が存在することが分かる。我々はこの理由を、近隣住区評議会が活発に活動している地区では「社会資本」が発達し

ているためだと考えた。

市民が様々な分野において活発に活動し、水平的ネットワークが発達した地域では、民主主義のパフォーマンスが高い。そのような社会は、互酬性の規範（相互期待を伴う交換の持続的関係）、相互信頼、社会的協力、市民的参加、よく発達した市民的義務感が密接に絡み合い社会の効率性を高める。こうした力をロバート・D・パットナム（注2）は社会資本と呼んでいる。

本市において、区民会議が高いパフォーマンスを維持するだけの社会資本が蓄積されているかどうかは不明であるが、公式な制度の変化は、アイデンティティの変化、価値観の変化をもたらし、ひいては社会資本の蓄積につながる可能性を秘めている。区民会議は、こうした社会資本を高めるツールでなくてはならないと我々は考える。

ドイツの近隣自治制度

ドイツの近隣自治機構は「都市内下位区分」と呼ばれ、その歴史は戦後占領軍時代にまでさかのぼる。基礎自治体である市町村は、域内をさらに区分して、そこに住民から成る会議体を置き、緩やかに統治している。

ドイツの制度の場合特徴的なのは、近隣自治機構の構成員を選挙で選出していることである。このためドイツの近隣自治機構は実質的に代表制議会に近い組織であると言える。また、一定の項目についての表決は行政を拘束する。

ハンブルク市における調査について

ドイツは連邦制を採っているため、一六



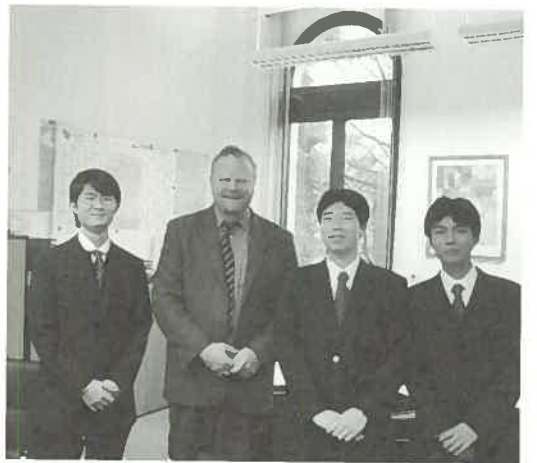
ハンブルク市アルトナ区役所

ある州ごとに自治制度が異なる。今回はベルリン市、ブレーメン市とともに都市州と呼ばれ、市域＝州域という構造を採るハンブルク市について調査を行った。

ハンブルク市は一七〇万人の人口を有する市域を七つに区分けし、それぞれに近隣自治機構である「区集会」を置いている。パリ市のような、代表性議会である区議会は存在せず、全市で一つの代表制議会である市議会とそれに対応する市役所があり、それぞれの区に区役所が置かれている。ハンブルク市における区は、政令指定都市における行政区に置き換えて考えると理解しやすい。ハンブルク市の区集会を調査した上で、特に興味深いと思われる点を紹介する。

① 決議の効力について

選挙により構成員が選ばれる区集会では、決議は単純多数決で行われ、一定の範囲で行政を拘束する。ハンブルク市が制定する区行政法に、区集会の権限が列挙されてお



アルトナ区役所職員と

り、そこには区の自主予算についての割り振りを行う権限も含まれている。ただし、区集会の審議事項自体が制限されているわけではなく、区によって重要ではあるが区の権限に属さない事柄全てについて、区集会は勧告を発することができる。

区集会の決議が一定の拘束力を持つのはドイツの制度の大きな特徴である。これは、構成員が選挙で選出されており民主的正統性を有することに拠ると考えられ、選挙を行わないフランスの近隣住区評議会や日本の地方自治法上の地域協議会が諮問機関であることと対照的である。

② 「住民の時間」について

ヒアリングを通して、何度か言及され我々の興味を引いたものに、「住民の時間」がある。

区集会は公開されているが、傍聴に留まらず、各会議毎に三〇分ほど「住民の時間」と呼ばれる自由発言の機会が与えられる。この際、特に発言内容について制限はされず、出席者は個人的な問題について発言するこ

とも許される。ここでの発言についてはその場では会議の議題になることはないが、発言が区集会議員の共通認識になれば、その後議題として取り上げられる可能性があり、地域課題の掘り起こしに一役買っている。代表制議会に近い性格を持った区集会の、参加型民主主義的な要素と言えるだろう。

③ 区集会と代表制議会との関係

区集会と代表制議会との関係で注目されるのが、区集会が、市議会や州議会、連邦議会へと上昇していくルートとして議員の中で認識されていることである。実際今回ヒアリングをさせていただいた、アルトナ区長・Hinnerk FOCK氏は、ハンブルク市ハンブルク・ノルト区において区集会の構成員として活動し、議長も勤めた経歴を持っていた。区集会が議員の孵化装置として機能していると言えるだろう。そしてその媒介をしているのが、政党である。ドイツは政党政治が発達しており、地域住民の日常にまで、各政党は深く浸透している。区集会においても比例代表による選挙が行われ、構成員は政党ごとに連携を持ち、政党のバックアップを受けながら活動をしている。

決議の効力と行政の責務

ハンブルク市の区集会の決議は、一定の項目について行政を拘束するが、これは構成員を選挙によって選出していることによると考えられることは前述した。本市の区民会議については、構成員の選出を公職選挙法上の選挙によって選出することはできない。また住民投票の結果を尊重した上で市長が構成員を任命する、いわゆる準公選制についても、実現の可能性は低い。

決議に拘束はされないが、行政には、決

議の実行を前提に資源の活用を検討すべき責務があると言えるだろう。これは会議体のインセンティブの維持にも関わる問題である。誠実に住民の意見を検討し、区役所と各局間調整、あるいは各局間同士の調整が不可欠になる。現在行政内部での総合的な調整の指針となる「総合調整規則」の策定が目指されており、区民会議の答申や提案の実現という観点からも注目される。

おわりに

本市では、平成一八年度から条例により区民会議を設置して本実施する予定である。今年度は要綱により各区で試行として実施している。最後に我々が今回の研究を通して、区民会議を実効的な制度として運用していくために必要であると考えた点を述べる。区民会議に期待されるのは、地域課題の抽出機能もさることながら、その解決に向けた水平的ネットワークの構築機能であると考えられる。フランスではアソシアシオンがボランティアに活動し、その存在・機能は近隣住区評議会にも少なからず影響を与えていた。ハンブルク市では、政党会派の地域ネットワークが機能して、区政の一部を担っていた。

フランスの事例でもドイツの事例でも、同一市に同一の制度があってもその活性度が異なっていた点からも、区民会議や区政を支える社会資本をどのように増やしていくかが、一つの目標になるだろう。

注1 ソーシャル・ガバナンスという考え方については、神野直彦・澤井安男編著「ソーシャル・ガバナンス」(東洋経済新聞社、二〇〇四年)によっている。

注2 ロバート・D・パットナム(河田潤一訳)「哲学する民主主義」NTT出版、二〇〇一年

地域活性化への「集住」を 中心としたアプローチ まちづくりにおけるコーポラティブ住宅の可能性

まちづくり局市街地開発部住宅建設担当

高橋竜太

総務局人事部労務課

佐藤直子

はじめに

近年コミュニティの重要性が見直され、地域住民が一体となり、お互いに協力し合っ
て生活していくことが求められている。しかし、実際には大規模宅地開発などにより新しく入ってきた住民と、以前から暮らして
きた住民との間には壁があり、コミュニティがうまく機能していない地域も多い。また、新しい住民の中には隣近所との交流
がなく、マンションの隣の部屋に住む人の顔さえ知らない人も少なくない。このため、地域の一体化どころか緊急時の協力体制の
確保にさえ困難が予想されており、このような不安な状況を打開するためにも、コミュニティの再生・活性化の必要性が高まっ
ている。

集住とコーポラティブ住宅

核家族が定着した現在、都市部においては従前の大家族での居住スタイルはほぼ失
われてしまっている。そこで、プライバシーの確保が優先される今の居住スタイルを前提とした新しい「集住」を考
えてみると、生活空間を同じくする直接的なつながりではなく、より間接的なつながりを保つ住ま
いづくりが必要になってくる。そこで提唱するのがコーポラティブ住宅である。

コーポラティブ住宅は、「自ら居住する住宅を建設しようとする者が組合を結成し
共同して事業計画を定め、土地の取得、建物の設計、工事の発注その他の業務を行い、住宅を取得し管理していく方式」
のよう定義されている。「協同組合方式住宅」とも呼ばれている。

これは、一般の分譲マンションのように完成した住宅を購入するのではなく、「入居者による入居者のための集合住宅」とい
うべきものであり、入居者一人ひとりが「主体」となって、自分たちにとって心地

よい住まいを「皆で協力しながら」「つく
る」手法である。計画時から協力していく
ことで、入居時までにはお互いに精神的な
つながりが生まれ、その良好な関係が入居
後も続いていくことが期待されている。

地域コミュニティへの発展性

都市部においては、共通の目標あるいは
問題点が身近なものとして感じられないた
め、共同体意識は育ちにくいと言われる。
そのことが、地域で解決しなければなら
ない高齢者の介護や子育て支援などの地域
福祉、また防災といった差し迫った問題を見
えにくくしている。

これに対し、コーポラティブ住宅を入居
者自らの手でつくり出すれば、色々な工
夫や協力をしなければならぬ。周りの人
たちと調整しながら事業を進めるため時間
もかかる。しかし、このような話し合いと
連携の過程があるからこそ、住宅が出来上
がった後の関わり方として表れ、住む人た
ちが個人では見出せないような価値を集団
の目標とする、新しい住宅と空間をつくる
ことが現実となり、仲間づくり、コミュニ

ティの育成、ひいてはまちづくりの可能性
を秘めているものと考ええる。

また、住宅内の共有スペースを周辺地域
へコミュニティ育成・活動の場として開放
することで、高齢者生活支援や子育て支援
などの機能を持つ施設として活用していけ
れば、地域コミュニティの活性化に役立つ
可能性にも注目した。

私たちは、コーポラティブ住宅という手
法により、川崎市における各地域の問題点
の改善を目標とした住まいづくりを支援す
ることで、地域全体の住環境の向上に寄与
し、それと同時に問題意識を持った住民同
士による地域コミュニティの更なる発展に
も貢献できると考えている。本研究におい
ては、緑地の減少と農家の後継者不足を改
善するための「環境共生型のまちづくり」、
大地震への不安が高まる中、現在も事業が
継続している「密集市街地の改善」、加速
度的に進行する少子高齢化への対策として
の「地域福祉の充実」の三つを目標に掲げ
て、政策検討を行うことにした。

国内先進事例の研究

以上三つの川崎市における各地域の課題
を解決するにあたり、有効であると考えら
れるコンセプトで建設されたコーポラティ
ブ住宅で、かつ、コミュニティ形成におい
ても参考となる国内の先進事例について、
次のように視察した。

(1) 環境共生型コーポラティブ住宅

《視察対象：さくらガーデン、樺ハウス》
環境共生とは、地域の特性に応じ、エネ
ルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮
がなされるとともに、周辺環境と調和し効
果的に利用することで、健康で快適に生活

できるよう工夫された住宅及び住環境のことをいう。都心に住みながらも緑豊かな環境に囲まれて暮らすことは、個人の力では予算等の問題で実現は難しいが、希望を同じくする複数の人が集まれば実現可能である。そこで、「環境共生」を共有価値とする人々が集まってコーポラティブ住宅に住むという事例が近年見られるようになった。環境共生型コーポラティブ住宅が建設しやすくなれば、緑地保全にもつながる可能性が出てくる。

さくらガーデンは農地の保全、樺ハウスは緑地の保全のために、地主側から土地の提供があった事例である。このように地主がコーポラティブ住宅の存在を知り、土地を提供してくれるケースは稀であり、土地取得の問題はコーポラティブ住宅建設に常についてまわる。そこで地主に対するコーポラティブ住宅についての知識の提供や土地についての情報収集、そしてコーポラティブ住宅居住希望者がそれらの土地情報を閲覧できる環境づくりを支援できるような施策の必要性を感じた。

またこれらの事例から、利便さ豊かさの価値（本件の場合には緑豊かな環境）を追求する合理的手段として生まれた集住によるコミュニティが、時を重ねるうちに当初求めていた価値と同等もしくはそれ以上の価値へと変化していく過程を見ることができた。（２）密集市街地整備区域のコーポラティブ住宅

（視察対象）スノーベルえごた、現代長屋T.E.N.

住宅が密集している地域では、建物の老朽化や建物間隔の狭さから、耐震性、耐火性の改善が叫ばれている。しかし、権利や敷地

等の問題から自主的に住宅の建替えが進まないことが多い。そこで、行政の社会的信用を生かして建替えのきっかけを作り、事業を進展させるための支援が必要になってくる。

スノーベルえごたのある地域は、平成四年度に密集住宅市街地整備促進事業の事業指定を受け、平成一〇年末にスノーベルえごたを担当したコーディネーターへ練馬区から依頼をし、共同建替え事業として動き出した。コーポラティブ方式を採用することにより、入居者が事前に決まっているため余剰床の処分の問題がなくなり、参加者の手持ち資金を運用することで地主の負担を抑えられ、また、話し合い等で入居者及び地権者との間で交流の機会も多く、コミュニティの再構築につながり、共同建替えの際に起きる地主・入居者それぞれの問題を解決することができた。

現代長屋T.E.Nは、市営住宅を解体した後の遊休市有地に定期借地権を設定することによってできた事例である。地域で発足した「西淡路西部地域まちづくり委員会」が主体となり、多様な住宅供給の具体化について検討した内容を、大阪市へ提案することによって実現した。

この二つの事例から見えてくる行政の課題は、コーディネーターの育成と利用者が金融機関から融資を受けやすくする仕組み、施策を展開することである。コーポラティブ住宅を建設するにあたっては、土地の選定から資金調達の方法、設計まで、基本的に住民どうしが話し合って決定していくため、どうしても専門的知識を持ったコーディネーターが不可欠である。さらに、コーポラティブ住宅はまだ認知度の低い住宅形式であるため、金融機関からの資金調達が



太鼓ホールでの練習風景



もちつき

困難である。また、遊休市有地の活用や地域活性化につながる事業への助成等の必要も見えてきた。

そして、二つの事例とも、若年世帯が流入してきたことなどによるコミュニティの活性化及び地域課題の解決につながっていることが確認できた。

(3) 地域福祉実現のためのコーポラティブ住宅

〔視察対象：芦屋一七C、さとね〕

コーポラティブ住宅の中の共有スペースを地域へ開放し、地域コミュニティの核として機能している事例である。芦屋一七Cでは住宅内の共有スペースである交流室を使って、週二回老人カルチャースクールを開催している。この事業は、地域コミュニティ事業として、芦屋市高齢者いきがい活動支援所事業委託料を受けている。さとねは、太鼓サークルの有志が練習場所を求めて建設したコーポラティブ住宅であり、共有スペースである太鼓ホールの地域住民への開放や、近隣学校との太鼓を通じての交流など、一つのコーポラティブ住宅が新たな地域コミュニティ形成の足がかりとなっている。

今回提言しようとしている政策を、コーポラティブ住宅内のみでコミュニティ形成にとどまらず、地域コミュニティ形成へと結び付けていくには、コーポラティブ住宅に公の性格を持たせること、つまり地域に役立つような住まいや場づくりを行うことを行政が支援する制度づくりが必要である。

提言

事例研究から、コーポラティブ住宅普及への課題や、コーポラティブ住宅による地

域コミュニティの活性化等を確認することができた。政策として提言するからには、その政策によって公共的なメリットを生む可能性があることが必要だが、コーポラティブ住宅建設はあくまで個人の住宅取得であり、そのまま普及させるだけの政策では、一部の個人にとって都合のいいことにはかない。川崎市が抱える地域課題解決の一助になることが、コーポラティブ住宅を川崎市の住宅政策として取り上げるための必須条件である。また、行政に頼ることなく、自助努力で最適な住まいと住まい方を獲得できるように最大限誘導することが大切である。これらを踏まえて、川崎市でコーポラティブ住宅を普及させるための政策提言を行った。

(1) コーポラティブ住宅の周知

人々が住宅を購入する際、自然環境、値段や通勤の便を重視する反面、購入した住宅での住まい方や周辺住民とのコミュニケーションを検討することを疎かにする傾向があるため、住まい方に着目したコーポラティブ住宅は世間にもあまり知られていない。コーポラティブ住宅を住まいづくりの選択肢の一つに入れることが、コーポラティブ住宅普及の第一歩と言える。そこで、地主・市民に周知させるために、地域講習会やモデル事業を提言する。

地域講習会はまちづくり公社において行い、定期的な講習会の他に出張講習会が有効であると考えられる。モデル事業は、遊休市有地・民地それぞれについて行い、例を示すことが重要である。

(2) 専門家の育成と派遣

コーポラティブ住宅建設のためには、専門的知識を提供してくれる専門家の存在が

必要不可欠である。しかし、コーポラティブ住宅建設の経験のある専門家は少なく、専門家の育成が必要とされる。このことから、専門家の育成と派遣についての提言を行った。

専門家の育成については、講習会を開催するとともに、講習会を受けた人を「川崎市住まいづくりコーディネーター」に認定し登録し、一般に公開するというもの。

専門家の派遣制度については、まちづくり公社で専門家やNPOの情報と区役所・公社・インターネットで閲覧できる環境を整える。利用者は、公社を介することにより、活動の初期段階のコーディネーターとして専門家の派遣を受けることができるというものである。

(3) 情報提供

ばらばらにあふれているコーポラティブ住宅に関する情報を、分かりやすい形できめ、提供することで、情報取得の効率化を図ることも重要である。具体的な方法として、土地情報（コーポラティブ住宅希望の地主を募り登録）・専門家情報（川崎市住まいづくりコーディネーター）を登録）・コーポラティブ住宅の先進事例（モデル事業や先進事例についての詳細）について、その情報をインターネットで提供し、また南部、中部、北部の三箇所で開催ができるようにすること、市民が住まいづくりの際に使用できる助成制度と融資制度が一度にわかるサイトや冊子の作成を提言した。

(4) 財団法人川崎市まちづくり公社による融資制度

金融機関が住宅取得融資を行う際に担保になるものは土地であることが多く、定期

借地権付の土地等にコーポラティブ住宅を建設する場合は、土地が融資先の名義ではないため、金融機関から融資を受けることが難しい。今後、コーポラティブ住宅が住まいづくりの一つの選択肢として普及するに従い、融資制度の幅が広がるものと予想されるが、世間に普及する前の居住希望者のための制度が必要である。そこで、まちづくり公社において地域に貢献する公共性に富んだ環境共生型、密集市街地整備型等のコーポラティブ住宅に限定した新しい融資制度の検討を行うことを提言した。

コーポラティブ住宅の手法による地域コミュニティの活性化へ向けて

今回の研究を通して私たちが気づいたことは、まちは住まい一つ一つの広がりによって形成されているということである。住まいづくりの広がり、まちづくりにつながり、住宅内のコミュニティの広がり、地域コミュニティの活性化と創生につながることを考えるにいたった。

川崎市の地域課題である緑地・農地の保全、密集市街地整備と地域福祉の形成につながるまちづくりについて、コーポラティブ住宅の手法とそこから発生するコミュニティを切り口とした施策を模索し、川崎市の住宅行政を新たな角度から見直すことが必要である。

また、本研究で用いた三つの地域課題それぞれに、コミュニティ、環境、防災、福祉、NPOの役割など様々な問題が潜んでいる。地域課題解決のためには、一側面から行政政策を検討するのではなく、行政内部の横断的な行政政策が必要である。

精神障害があつても 希望がもてる 社会の実現を

社会福祉法人アピエ理事

木太直人



●精神障害者ってどんな人たち？

わが国では、障害を抱える人々を大きく身体障害者、知的障害者、精神障害者に分けてそれぞれの障害特性に合わせた施策を展開してきました。平成一四年に厚生労働省が実施した患者調査によると、精神疾患のために医療機関に受診している人は、全国で推計二五九万人でした。五〇人に一人以上の人が精神障害者であるというわけで、当然ながら医療にかかっている潜在的な精神障害者がいることを考え合わせると、もはや精神障害者を特別な人と見ることはできないことになりました。

川崎市の人口は全国の約一％ですので、川崎市内に在住する精神障害者は少なく見積もっても約二万六千人いることになりました。

精神疾患に関する研究が進むにつれて、その発病や再発の契機にストレスが深く関わっていることもわかってきました。いまや精神疾患は誰もが罹る可能性のあるものともホビュラーな病気の一つと言っても過言ではありません。しかしながら、これまでも私を含め精神疾患をもたない人は、精神

障害者をどのように見てきたのでしょうか。

精神障害をもつ人々の中には、精神障害を隠すべき病気や障害として捉えてしまい、家族とともに社会から孤立し、ひっそりと暮らしていたり、入院したまま帰る地域社会を失い、長期にわたり病棟という社会と切り離された環境に押しとどめられていたりすることがいまだに起こっています。

二一世紀はこころの世紀といわれ、何よりも心の豊かさが求められる時代となりましたが、精神障害をもつ人々にとってはまだまだ未来に希望がもてる状況になつたとはとても言えません。

●社会福祉法人アピエのあゆみ

二〇〇四年一二月に、宮前区内での精神障害者の地域生活支援を主な事業とする社会福祉法人アピエが設立されました。川崎市内の精神障害者関係団体としては二か所目となります（川崎市内にたくさんのお社福祉法人がある中で、これが精神障害者福祉の現状です）。

ここでアピエのあゆみを紹介させていただきます。アピエの前身である「宮前区精神保健と福祉を考える会（通称・アピエ

宮前）が設立されたのは一九九三年七月のことですから、今から一二年前に遡ることとなります。その前年の一九九二年四月に、宮前区内で初めての精神障害者地域作業所「宮前ハンズ」が創設されました。当時、宮前区内に精神障害者が集える場所は、週一回の保健所デイケア以外になく、宮前区精神障害者家族会（通称・もくよう会）のメンバーを中心に保健所職員・病院関係者らが協力しながら何とか日中の活動の場を作りたいたいという思いから、資金集め・運営準備を進めようやく開設にこぎつけたものです。

宮前ハンズでは、毎月運営委員会が開かれ精神障害者家族・作業所職員・保健所や病院のソーシャルワーカーらが集まる中で、「精神障害者の地域生活を支えていく場を増やしていくためには家族の力にばかり頼っていてはいけない」「グループホームを宮前区にも欲しいが、せつかくつくるのであればまず宮前に根を張った任意の市民団体を立ち上げたほうが良いのでは」といった機運が盛り上がり、アピエ宮前が誕生したので。

一九九四年四月に、グループホーム「R U M A H ・ りおん」の開設を皮切りに、一九九六年四月に地域作業所「トゥーランプラン宮前」を設立。そして、一九九八年一月に区内二か所目のグループホーム「R U M A H ・ セシエン」を設置しました。その後、二〇〇〇年二月地域で暮らす人々のために『からだにやさしい夕食＆団らん』（月一回）の開催を開始。二〇〇二年八月からはより多くの人々が自由に集える場として「パークみやまえ」（月一回）の開催を開始しています。この間に、資金集めと精神障害者の市民との交流を目的に、一九

九四年から宮前ハートフルバザールを八回開催し、チャリティ映画会も四回主催して実施しました。また、精神保健福祉ボランティア講座を二回主催し、総会では毎年精神障害当事者を講師として招き講演会を企画したり、宮前区社会福祉協議会や市民団体・大学などにもお声がかかればどこにも出かけ、精神障害者のおかれている現状を知っていただくための啓発活動も積極的に取り組んでまいりました。

このような活動を通して、少しずつですが精神障害者に理解をもつ人々が増え、私達の活動に参加・協力していただけるようになりました。しかしながら、新たに取り組むべき課題は山積していても、なにせアピエ宮前が抱える常勤職員が六名というなかではこれ以上身動きが取れないような状況となり、新たな展開にも限界が見え出してきたため、社会福祉法人格をもつ必要性が生じてきました。

二〇〇二年の総会で正式に法人格取得を目指すことが確認され、二〇〇三年度からは宮前ハンズもアピエ宮前が運営することとなり、トゥーランプラン宮前と宮前ハンズの小規模授産施設への移行による法人化を目標に、「アピエ宮前法人設立委員会」が発足し、その後法人取得に必要な資金集め、法人としての理念の策定、定款・諸規定といった書類の作成に奔走し、あしかけ二年余りを経てようやく社会福祉法人アピエが誕生したのです。

●アピエが目指すもの

来年度から、障害者を取り巻く状況は大きく変わろうとしています。国会で一度廃案になつた障害者自立支援法案が再上程さ

れ、二〇〇五年一〇月に可決、成立しました。いままです障害種別ごとにバラバラであった福祉サービス体系を一元化し、精神障害者も市町村を基本としてサービス提供が実施される仕組みになります。ここでは、サービス提供事業所は今までと違う形での経営努力が要求されます。

しかし、このことで他障害と比べ大幅に遅れている精神障害者の地域生活支援を後戻りさせることはあってはならないことです。アビエは制度改革という大きなうねりを大きなチャンスと捉えて、何よりも精神

障害当事者の声を大切に前進していきたいと思えます。たとえ重い病や障害があったとしても、その人の尊厳が軽んじられることはあってはならないことです。

年金・医療といった私達の暮らしを支える基盤が揺らいでいる中、誰もが生きづらさを感じています。だからこそお互いを認め合い、相互に受け入れていく社会が求められています。社会福祉法人アビエは、精神障害者の地域生活支援の推進を通して、誰もが参加でき平等に機会が提供される社会の実現に寄与したいと考えています。

市民の目②

それぞれにふさわしい 教育・労働・生活を、活動の経過と現在の取り組み

特定非営利法人わになろう会

新井靖子

義務教育終了後の進路を求めて

わになろう会が、すべての障害児に後期中等教育の保障を求める活動をはじめ、二五年が経ちました。当初は義務教育終了後、せめてあと三年間の後期中等教育を保障してほしいという願いで、養護学校の高等部への希望者全入・高等部の増設・施設設備の改善や、高等学校への障害児の受け入れ・学校教育法七五条に基づく学級設置などを市議会・県議会ならびに市教委・県教委をはじめとする関係各方面に働きかけて

きました。

川崎市北部にもうひとつ養護学校を新設してほしいという請願は、二〇年間粘り強く継続してきた要望がやっと実り、二〇〇六年四月県立麻生養護学校として開校の予定です。

この会の特徴として、保護者と教職員がともに考え、学びあいながら手を携えて運営してきたこと、障害種別やその軽重にこだわらないで教育上特別な手立てや配慮を必要とするさまざまな子どもたちのニーズを受けとめてきたこと、毎月一回会報を発

行し川崎市教職員組合の協力を得てすべての市立小中学校障害児学級およびろう学校・養護学校に向けて情報発信を続けてきたこと、などがあげられます。さらに、会員のご家族の好意で栃木県那須町に別荘地約一〇〇㎡を借り、教職員・父母・市民多くの方たちの協力による資金で一九九五年「野外活動ホーム」那須わになろうの家」を開設、だれでも泊まれる余暇活動の場として活用されています。

任意団体からNPO法人へ

進路に関する学習会や見学会、親子で楽しめるつどい、映画と講演のつどい、お母さんの交流学習会など、毎年さまざまなたとくりくみを展開してきましたが、子どもたちの成長とともに会員の要望は幅広くなり、後期中等教育の保障から働く場・社会参加の場を求めるとりくみへと広がってきましたので、二〇〇〇年の夏に民家を一軒借りて「サポートハウスわにの家」を開設し、活動の拠点としました。

高校や専門学校は卒業したけれど自分に適した就労の場が見つからないため自宅を余儀なくされていた青年たち、高等部卒業後デイサービスや作業所に通い始めたけれども適応できずにひきこもっていた青年たちが数人、週に二回集まって紙すきや織物などの仕事を楽しみ、相談して決めたメニューの昼食を作って食べるという活動を始めました。一般就労や高校生活で挫折した青年たちの一時的な休息場所、元気を取り戻して再スタートをするためのステップともなりました。また、水曜放課後や休日の活動に困っている学齢児のケアについても必



青年の家自立活動一織物作業

要に迫られとりくみを始めました。公的な援助がまったくないなかで、スタッフのボランティア精神と家族の負担だけで運営していくことは不可能なことで、相談の結果、特定非営利活動法人として新たな歩みをはじめることになりました。

神奈川県ボランティア活動補助金を受けての三年間

NPO法人として認証を受ける一方で、活動の裏づけとなる財政の安定をはかるため、神奈川県ボランティア活動補助金を申請、①放課後・土曜休日の障害児の活動支援事業 ②長期休業中の障害児の活動支援・ファミリーサポート事業 ③在宅青年の自立活動支援事業の三事業を対象に、幸いにも〇二・〇三・〇四年度の三年間年額二〇〇万円の補助金を受けることができました。サポートハウス開設以来、これまで、Kリコー社会貢献推進室、安田記念財団(現損保ジャパン)、ともしび基金、神奈川心身障害児福祉基金財団、川崎市市民活動センターなどの助成金を受けてきました。

いずれも少額(三万円〜三〇万円)で備品購入に充てるのがやつとでしたが、ボランティア活動補助金のおかげで、サポートハウスの家賃、光熱費、三事業に係る人件費などの必要経費を安定的に支払うことができました。会発足以来の継続的な活動に加えて上記三事業へのとりくみに力を注いだ三年間でしたが、いずれの事業も年を追うごとに実施回数、利用者数、関わるスタッフ・ボランティア数が増えてきました。しかし、サポートハウスの広さや常時活動できるスタッフが少数であることなどから、まだまだ要望に応じきれず、これらの課題については公的な制度の整備拡充の必要性を強く感じました。

● 児童期の地域生活支援の課題

二〇〇三年度からはじまった支援費制度においても児童が受けられる支援サービスはショートステイ(しいのき学園)、特別な事情による期間限定の移動介護のみといった状況で、身体介護・家事援助・見守りについても制約が多く、必要なときに使えないという切実な声が聞かれました。児童期の支援はどうなっているのかまずは情報交換からと、わになろう会と療育ねつとわーく川崎が呼びかけ、〇四年七月から自主的に「障害児の地域療育を考える連絡会」をはじめました。児童の地域生活支援をおこなっている団体・事業所、保護者、地域療育センターほか関係機関など、月一回の連絡会にはさまざまな立場の方たちが集まり、しだいに輪がひろがっています。秋には地域生活(放課後・休日等)の現状・ニーズ・家族の声を具体的に把握できるアンケート調査を実施し、その集計結果をまとめて、

シンポジウム すべての子どもたちに豊かな放課後・休日を―障害児の地域療育を考える―を開催しました。また、二月にはアンケート結果とシンポジウムおよび連絡会の報告をまとめて、冊子を発行しました。

調査で明らかになったことの詳細は省くとして、調査結果から導き出された年齢期に求められているサポートはたくさんありますが、最も切実なもの三つをあげると、相談援助の体制、放課後・長期休暇中の家庭外での活動の場、学校送迎でした。

● 児童デイサービス事業の開始

これまで川崎市は児童デイサービスの事業者指定をしてきませんでしたが、これらの一連のとりくみの流れのなかで、〇五年四月から三事業所が指定居宅事業支援者として指定されました。

わになろう会では、前年までの放課後・土曜休日の障害児の活動支援事業と長期休業中の障害児の活動支援・ファミリーサポート事業の利用者に支援費申請を勧め、事業を開始しました。幼児が週二回、小学生が月・水・金の放課後(午後五時まで)＋休日月三回(午前10時〜午後四時)いずれも定員三名のみですが、小学生だけで契約者は一三人、さらに増えそうな状況で、希望を調整しながら利用してもらい、夏休み中も二日営業しました。医療的ケアを必要とするお子さんについては、施設もスタッフの知識も技術もないため断らざるをえないのですが、多様なお子さんをサポートするため一対一以上の手厚い職員配置が必要な現状です。国及び市が認める制度に基づいて事業を実施すれば法人の運営は安定すると考えたのは大きな間違いで、国基

準だけの支援費しか支払われないため、無償のボランティアに頼りながらも、職員に最低賃金の保障もできません。もちろん家賃補助もないためサポートハウスの維持は至難です。

● 地域生活サポート試行事業の委託をうけて

地域生活支援のなかでもうひとつ大きな課題だった日々の送迎の問題について、今年度、川崎市は地域生活支援(ふれあいサポート)試行事業を新規にたちあげました。わになろう会が、試行事業として市内一ヶ所だけの委託を請けたため、まだ手探りの状況ですが、半年間の試行の中で見えてきたことを要点のみ紹介します。

これまで多くの要望がありながら支援できなかつた毎日の送迎・見守りに対応できる事業がはじまったことは高く評価でき、利用者負担が少ない点(一回一〇〇円)はご家族から喜ばれています。それぞれの要望(派遣申請)を受けてのサポーターのコーディネートは困難なことも多く、残念ながらまだまだ希望者の約八〇%の方しか期待に応えられてはいません。利用希望者の要望は切実で、来年度就学予定のお子さんをお持ちのご家庭から問い合わせ、派遣申請がすでに数件ありました。

この事業の効果・意義として考えられること、

- 家族とりわけ母親の就労支援
- 家族が都合悪い日も通学・通所を保障
- 利用者本人の対人関係の改善
- 利用者本人の社会参加の可能性拡大
- 地域の障害者への理解・支援のひろがりなどがあげられます。

しかし、検討を要する課題も多く、日々悩みながらの事業推進です。

● 現在サポーター登録者は約一五〇名ですが、多様な方たちのそれぞれのニーズに対応するためにさらに多くのサポーター、特に男性、若い世代の養成の必要性を感じます。

● 各区に事業所があれば、利用者・サポーター双方が気軽に相談にいくことができ、より迅速にサポーター派遣ができるのではないのでしょうか。

● 事務処理のための人件費等事業をおこなう上で最低限必要な経費を計上するなど受託事業者が安定して事業をおこなえるような改善が望まれます。

● サポーターの派遣費(活動費)に交通費がつけられ、車での移動介護のガイドラインの明確化などがあれば、サポーターの活動エリアがひろがりコーディネートが容易になると考えます。

● 幼児、手帳をまだ取得していない小学生、入所施設からの外出サポートなど希望されても派遣できなかった例が多数ありました。利用対象者の再検討の必要性を強く感じました。

● 中高生の放課後・休日のケアは本人、ご家族にとつて大きな悩みとなっています。安心して過ごせる場所と青年期にふさわしい活動をサポートできる人が求められています。一対一の対応を基本としながらも集団的活動も検討すべきではないかと考えています。

以上、改善したほうがよいと切実に感じました事項をあげましたが、この試行事業が、来年度よりよい形での本実施に繋がり、障害のある人たちがそれぞれの年齢にふさわしい生活を享受できる一助となることを願っています。

児童福祉の現場から 伝えたいこと

健康福祉局 とも施策推進部中央児童相談所保護係長

戸澤裕幸

はじめに

児童相談所についてはここ数年、新聞、TV等のマスメディアを通じて話題とされる事が多くなってきた。この理由は、ひとつには、子どもの福祉に対する市民意識の高まりが考えられる。一昔前であれば、教育という名のもとに許容されがちであった、家庭内における大人から子どもへの体罰について、あくまでも暴力であるということが市民の間でも認識されて来たという事などは、ひとつの例である。また、もうひとつの理由は意識の高まりに加えて、実際に子どもへの権利を阻害するような状況が生まれて来たということもある。社会全体の变化（核家族化、就労形態の変化、バブル崩壊以降のストレスの増大等）が家庭の弱体化を招き、最も弱い立場に置かれている子どもへと、そのしわ寄せが及んでしまう。現象的には近年、精神疾患により育児が困難に陥ったり、また、そこまでは至らなくても育児不安を抱えた親の増加などに具体的に現われて来ている。

児童相談所は、これらの子どもの問題に

対応すべき第一線の行政機関として位置づけられている。それゆえに子どもの問題に対する責任は重大であり、当然のことながら社会的認知度は高くなってきている。

ここでは、児童相談所、主として現在の筆者の職場である一時保護所の現場からの報告を通して、児童福祉行政の一端を理解していただければと思っている。

● 児童相談所の役割

本市には児童相談所は二ヶ所設けられている。中央児童相談所および南部児童相談所である。中央児童相談所の管轄区域は中原区から北であり、南部児童相談所の管轄区域は幸区から南となっている。児童相談所は児童福祉法に基づいて設置され、厚生労働省による「児童相談所運営指針」を基本として運営がなされている。対象は一八歳未満の子どもの様々な問題に対する相談支援であり、機能としては同指針によれば

①相談機能（相談を受け、必要に応じて心理面、社会面についての調査を行い、診断判定を行なう）②一時保護機能（必要に応じて子どもを家庭、地域から離して保護す

る。）③措置機能（必要に応じて、子どもを施設等に入所または委託する）である。さらに、関係機関とのネットワークや連携を推進する機能も有している。

● 児童相談所一時保護所の現場から見えてくるもの

一時保護所は、上記の役割のうち、一時保護機能を行なう部門である。一時保護が必要となる状況は以下の三点である。まず第一に緊急保護、これは適当な保護者や宿所が無い場合や、家庭等において虐待を受けている場合、また、自己または他者に対して危害を加えるなどの行動上の問題がある場合に、一時的に子どもを保護するため極めて緊急性を要する場合が多い。

第二には行動観察、これは今後の支援の方針を明らかにしていくための資料収集を目的として行なう。子どもの全体像を把握するためには面接室のみのやりとりでは不十分な場合も多い。入所を通して生活全般を把握していく必要がある。

最後に、短期入所指導、これは心理療法や、カウンセリングを通して生活指導を行なうことを目的としている。

本市における一時保護所の子どもの日課は、大雑把に言うと午前中は学習（教育委員会から、退職された元教員の方が派遣されている）、午後と夜間は自由時間である。また、単調になりがちな子どもたちの生活に変化と潤いを与えるという事や、子どもの日常とは違った側面を把握するという意味からも、ときどき行事的な日課も組んでいる。

子どもたちは一時保護所を一時的にせよ生活の場にするという事であり、当然のことながら職員は交代で二四時間子どもに

対しての対応を行なっている。一時保護所の場合、基本的には入所の要件に該当すれば、いつ何ときであっても保護を行なわなければならない、特に夜間の時間帯などは、緊急に保護が必要な事態に至った場合など、少ない職員体制の中での警察署等の他機関とのやりとり、また、上司との連絡などの緊迫した場面になる事も多々あることである。

緊急の保護の場合は、虐待を受けた子どもの場合など、子ども自身の精神的な側面が危機的な状況に置かれている事も少なくなく、まずこの場所が安心できる場所であるということ子ども自身が感じられるように気を配る事が必要であり、その様な子どもに対応するにはかなり専門的な力量が求められる。本市の一時保護所の場合には、基本的には児童指導員（主として社会福祉職）と保育士によって職員が構成されており、職种的には専門性が一応担保されている。

日課における学習は、学習権の保障という観点からも非常に重要なものとして位置づけられている。従来は、一時保護所における学習は児童指導員、保育士などが日課の中で行なっていた。現在においても全国的には大多数の一時保護所ではその様な形で行なっている。しかしながら教育を受ける権利は通常、教育の専門家である教員によって具体的には保障される事が一般的であり、一時保護所に入所した事によって、教員が不在と言う事から、その権利がいささかでも阻害される事があつてはならない。その様な意味では、当所における元教員の方による学習は有意義なものである。平成一五



年度より派遣が開始され、現在、月曜日から木曜日までの午前中が、派遣されている元教員の方による学習の時間として設定されている。また、金曜日には児童指導員、保育士による学習が行なわれ、これは生活の中から学習の素材を求めて行なうというユニークな形をとっている。教科学習と生活学習（この言葉が適切なものかは検討を要するかもしれないが）の一体化により広い意味での学習を行う事が可能となっている。従って担当者は、教育委員会、健康福祉局それぞれに所属している組織は違いうが、現場の子どもたちを前にして意思の疎通はかなり密度の濃いものにならざるを得ず、役所にはありがたい縦割り型の組織運用は

行ない得ない。現場における意思の疎通の重要性を実感している。

現在の一時保護所において対応に困難性が伴う年齢は、主として思春期の子どもたちである。思春期の子どもたちに特有の問題としては、性の問題、粗暴行為、自立への課題、などがあり、それぞれに大きな課題である。

性の問題については、男女が部屋は分離されているものの、他の生活空間は共有しているために、思春期の男女が同一の時期に入所をしている場合などには、自然に異性同士近づいてしまう。通常であれば男女交際を禁止する事は時代の流れに逆行するのであろうが、性の問題を抱えた子どもへの配慮も必要であり職員の間で問題が起きるのを未然に防ぐようになっている。

粗暴行為についても非行を課題とする子どもと、被虐待の子どもが同時期に入所した場合、特に被虐待の子どもの場合非行傾向のある子どもから粗暴行為を受けてしまうこともあり、一時保護所がシェルターとしての役割を果たせなくなってしまうという事態に陥ってしまう危険もある。性の問題や、粗暴行為への対応としては将来的には、ハード面における子どもの生活空間の拡大や、個室（現在は一部屋に四人程度）の設置が必要と思われるが、ソフト面では

心理担当職員、精神科医などの専門職との更なる有機的なつながりが必要であると感じている。

自立への課題は一時保護中の思春期の子どもたちに特有の課題である。一般の社会では、まだ生活の自立をそれほど意識しなくても許される年代かも知れず、職員としても複雑な心境であるが、子どもの置かれている現実の問題（家庭崩壊等）として自立を強く支援しなければならぬ状況もある。現在の一時保護所は、幼児から一八歳未満の子どもを保護しており、子ども自身に対して、自立への意識が強化される環境を提供しにくい状況でもある。NPOなどにより自立支援ホームが作られてきてはいるが、次世代の育成という観点から行政サイドが公的な責任の基にこの種の社会資源の充実拡大を図ることが必要と思う。

● 現場から見た児童福祉行政

今回の現場報告は、紙幅の関係から極めて断片的なものとならざるを得ないが、この現場から見た（従って極めて限定的なものになってしまいが）児童福祉行政の課題について述べ、まとめに代えたい。

1. グローバルな視点に立った運用

前項においても述べたが、本市において一時保護所は一ヶ所である。そのために様々な課題を抱えた子どもが同時期に入所して行く場合がある。理想的に言えば複数ヶ所設置されていることが望ましいが、現実的には当面次のような方法も考えられる。例えば、ひとつの自治体の枠を取り払って、異なった自治体の施設も活用できるような体制作りである。国からもこの方法での運

用を各自治体とも言われてきているが、検討する必要があると思う。コスト面においても、可能であれば有効な方法である。

2. 社会資源としての施設等受け入れ先の拡充

現在、本市のみならず近隣の自治体においても、一時保護所は定員超過傾向が続いている。そのため、子どもたちは定員を超えた空間の中でストレスを感じてしまい、子ども同士のトラブルの要因のひとつもなる場合がある。一時保護所から先の受け入れ先が不足しているということが大きな要因のひとつとなっていると思われる。公立、或いは民間団体、NPOなどに対する支援により、子どもにとって好ましい受け入れ先の拡充を図るべきである。

3. 専門性の向上

各児童福祉機関、施設において専門職化を図るという狭い意味ではなく、各機関等の連携により児童福祉行政の専門性の強化を図っていくことが必要と言う意味である。当所にて行なわれている教育との連携などはよい例であると思う。お互いに刺激しあい情報交換を日常的に行う事により、子どもにとって今必要な事、今後すべき事などがわかってくる。子どもは一人の人間であり、そこに福祉、教育、精神科医、心理担当が縦割りの入ってくることは、非効率である。

以上、一時保護所を中心とした児童相談所の現場からの報告である。

ミュージアム改革の 実践と展望

川崎市市民ミュージアム学委員 主査

深川雅文

はじめに

川崎市市民ミュージアムは、一九八八年に川崎市初の本格的な美術館・博物館として開館した。ところで、当館は、二〇〇四年の初頭に、市の包括外部監査報告のなかで利用者数の減少と費用対効果の低さを指摘され「民間企業なら倒産状態」と酷評されその存否を厳しく問われた。それを受けてミュージアム問題に関する改善委員会を市が設置し、ミュージアムのありかたを巡る議論が行われるなど、全国的にも注目されるにいたった。

●二〇〇三年 ミュージアム批判の予兆と内部改革の着手

実は、二〇〇四年初頭の衝撃的な外部監査報告に先立って、ミュージアムを巡る不穏な出来事がほぼ一年前に現れていた。

二〇〇三年一月三十一日版の地域情報紙「タウンニュース中原区編集版」のトップページに「民間企業なら、とっくの昔に倒産状態」「来館者少なく、大赤字に泣く市民ミュージアム」の見出しでミュージアム問題が報じられた。ここでは、利用者の減

少、とりわけ有料入場者数、企画展示室の利用者が極端に減り、それにより運営予算に対する対費用効果が高コストになっており、民間企業ならとっくの昔に倒産だという論法が展開された。

このセンセーショナルな記事は、現場の危機感を強めることになった。利用者数減少についてはすでに内部でもどのように対処すべきかという問題意識があり、この記事を警鐘としてとらえ、より具体的な指針を定めて、改革を進めていかなければ、館の存立は難しいのではないかと認識が深まった。そして、改革を進めるために「マニフェスト」を具体的に作り、それに沿った改革を実践していこうという機運が生まれた。平行して、現場だけでなく、市民の視点からミュージアムを見てもらい、話し合っていたら、評価していただく場を設けて、改革へのもうひとつの指針にしようというアイデアが生まれ、公募選抜による「ミュージアム市民委員会」もスタートさせることになった。

改革の動きにはスピードが求められる。マニフェストは、学芸員の現場を中心にして管理職の意見も取り入れながら、四ヶ月

ほどかけて作り上げ、七月に完成。所轄の教育委員会に上程され、現場はそれに沿った改革活動を始めた。

●「ミュージアム・マニフェスト」の作成と実践

マニフェストづくりは、利用者が減少したのはなぜかという問題を、それまでの活動を徹底的に洗い出しながら、総合的に分析し、そのネガティブな面を消し、利用者

を増加させるためには何をすべきかを見直して行く作業であった。その内容を、コンパクトにまとめたものが「川崎市市民ミュージアム改革のアウトライン」(図1)である。マニフェストであるからには数値目標を設定すべきだと、年度ごとの数値目標を明記し、五年目には川崎市人口の10パーセントである一三万人の利用者を達成するとの中期のビジョンを示した。マニフェストにいくらか高邁な理念が掲げられても、実践されなければ空疎

川崎市市民ミュージアム・マニフェスト図式 2003年7月31日 制作 川崎市市民ミュージアム

I 川崎市市民ミュージアム改革のアウトライン

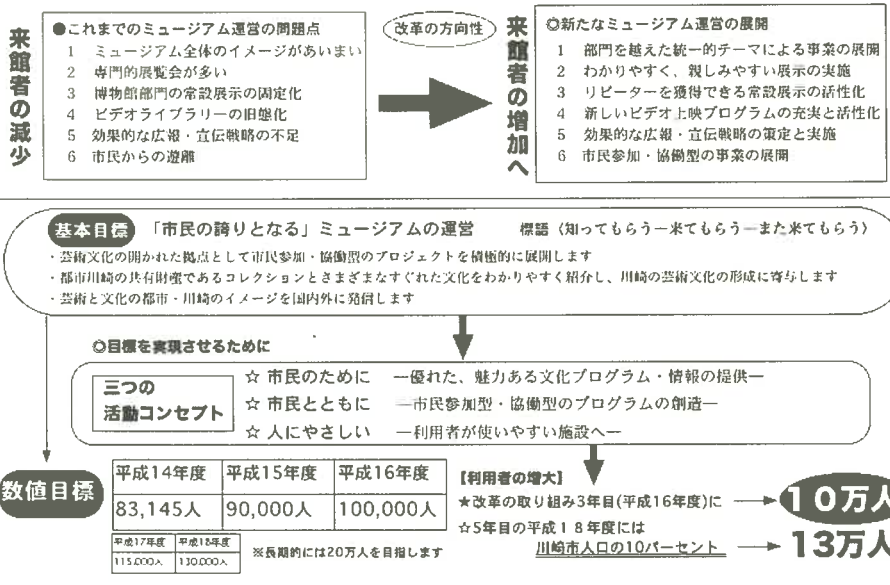


図1

基本目標に掲げた「市民との連携」はなかでも重要な方針となり、市民、地域とどのようにつながっていくのかを真剣に考えた企画やアイデアを実践した。たとえば、公設ミュージアムでおそらく最初のサツカーチームとの共同による展覧会がある。川崎市のJリーグのサツカークラブであるフロンターレのフロンチャイズ・グラウンドは、ミュージアム

と同じ等々力緑地にある。拠点が同じチームである。そこで、市民に人気のサッカーチームの歴史を伝える展覧会を当館の学芸員が調査・立案して立ち上げ、チームと共催で実施した。チームの人気キャラクターの着ぐるみの中には学芸員も入って、館内で市民との交流に努めた。

展示活動はミュージアムにとって重要な部分であるが、文化を保存し伝えるという博物館・美術館の本来の機能の根幹にあるのがコレクションである。そのコレクションを重要な文化資源として捉え、いかにして市民と連携していくのかという視点のもとに「わが家の宝物」展を企画した。「市民の皆さんと一緒に展覧会を作りませんか」と提案し、市民の皆さんが大切だと思うもの、集めたものを一緒に展示しませんかという呼びかけを行い、予想を上回る数の展示物を集めて実施した。コレクションすることの重要性、未来に伝えていくことの大切さを市民の皆さんにも体感してもらい、市民ミュージアムにはそうした資料、文化財が収蔵・保管されており、それらをともに大切にしていきたいという思いと、「美術館・博物館は地域にとって大切な存在なのです」というメッセージを託した展覧会だった。(図2)

また、一〇代のミュージアム利用者をなんとか増やす必要があるという発想の元に、「川崎ティーンズプロジェクト」という一〇代の弾き語りのコンテストを実施するなど、ミュージアムの改革をアピールする新たな音楽プログラムも実施した。これは、川崎市で進めている「音楽のまちづくり」との連携を図った企画でもあった。

こうした改革活動を重ねた二〇〇三年、

kawasaki city museum

museum news

川崎市市民ミュージアム
2004年2月25日発行

Vol.
71

contents

- 1 開館15周年記念特別企画「わが家の宝物・わたしの宝物」
- 2 市民ミュージアムは宝箱
- 4 2003年のミュージアムを振り返る
- 6 もっと楽しくなる2004年のミュージアム
- 7 2004年3月のイベント情報
- 8 川崎物語—昭和20年代から40年代の川崎—写真展

市民のみなさんとつくった展示

開館15周年記念特別企画
「わが家の宝物・わたしの宝物—思い出の品から先祖伝来の品まで—」

2004年1月24日(土)~3月21日(日)




大切なものを保存すること。そして子孫に伝えていくこと。

市民ミュージアムの開館15周年事業の最後を飾る企画として、「わが家の宝物・わたしの宝物」がオープンしました。当館では本格的な市民参加展として始めて取り組んだ企画でしたが、おかげさまで多くの方にご理解とご協力を賜り、62件350点以上の宝物を企画展示室に所収展示し展示することができました。

さて皆さんは「宝物」というと、どんなイメージを抱くでしょうか。「金銀財宝」「門外不出の秘宝」など、難段は手にしただけで、いかに貴重で貴重な品物というイメージが強いかもしれません。しかし今回の企画では、サファイアに思い出の品から先祖伝来の家宝まで、としたように、もっと身近な、親しみのある宝物に目を向けました。

「身近は物を大切にしない」とよく言われますが、思い出のこもった品や記念の品は、誰かが大事に保存しているのではないのでしょうか。そしてできれば永く保存し、伝えていきたいと考えていることと思います。

博物館や美術館も、その活動の中に資料・作品の収集と保存があります。地域を知る上で欠くことのできない資料。あるいは美術的・社会的価値が高いと評価される作品。これらを集め、未来にわたって保存していく。これは博物館・美術館にとって重要な仕事です。

また、開館15周年事業の一環として、市民の皆さんから「わが家の宝物・わたしの宝物」を募集し、展示しました。市民の皆さんが大切に思っている品や、思い出の品、先祖伝来の品など、身近な宝物を展示し、未来に伝えていくこと。これは、市民ミュージアムの大切な使命の一つです。

図2 「わが家の宝物」展を伝えるミュージアムニュース

マニフェストに記した「平成一五年度に九万人」の数値目標をクリアし、さらに一〇万人を超え一気に一六年度目標に到達し、現場レベルでの改革成果が目に見える形となった。マスコミも、一〇万人達成を報じるなど、ミュージアム再生の動きを伝えた。まさに、こうした改革活動が進行し、実を結びつつあった二〇〇四年の二月に包括外部監査報告が議会に提出され、ミュージアムは「民間企業ならば倒産状態」という一年前に聞いた同じ論調で再び酷評され、針のむしろに座らされることになった

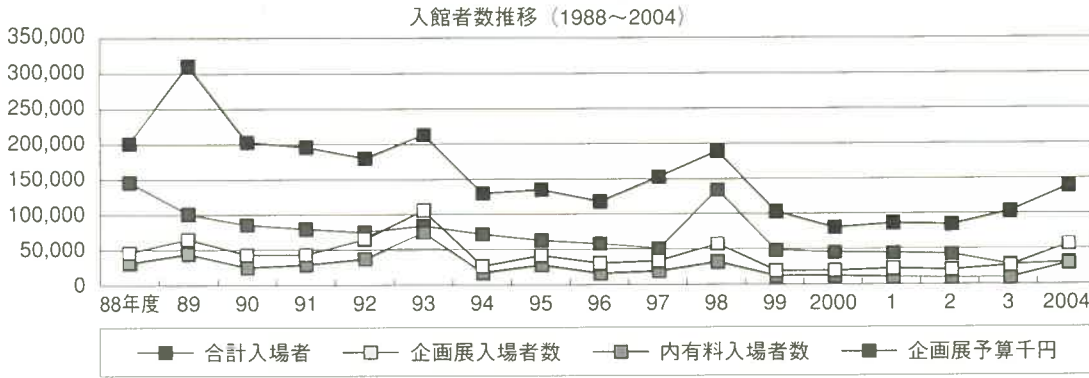
二〇〇四年、ミュージアムの未来は、改

善委員会に命運を握られた形になったが、現場としては、その議論の推移に目を配りながら、二〇〇四年の活動をマニフェスト二年目として推進し、実績を上げることに専念した。当初の目標を一年先取りして達成したため、繰り上げて一五万人に上方修正した。二〇〇四年度は、地域をカバーするマスコミへの密接な広報活動を行うなど前年度のノウハウも生かしながら、限られた予算のなかで、魅力あり、かつ集客力のある企画展とイベントの実施に注力した。もっとも話題を呼び、集客も多かったのが「日本の幻獣」展で、入場者二万人を

突破した。河童や人魚だとか、未知の生物・幻獣を展示したユニークな企画ということで全国的にも注目された。そうした活動の集積が、年度途中の二月にマニフェストの数値目標、上方修正した「平成一六年度に一・五万人」を超え、年度末には、総利用者数一三万九千人を達成する。マニフェストの中期の数値目標であった川崎市の人口(一三〇万人)の一〇%以上、一三万九千人を二年先取りして達成。外部監査の対象となった平成一三年度の八万八千人から一五九%の伸びとなった。利用者数の増加とともに、経営効率の向上も図られて

いる。収支比率（総収入額／総支出額×100）に関して見ると、平成一六年度は平成一四年度との比較では二倍の改善をみた（五パーセント）。

二〇〇三年に始まったマニフェストに沿った活動とその実績は、改革に向けての現



場の姿勢を内外にアピールすることになり、ミュージアムの未来を決める議論にも少なからぬ影響を及ぼした面も見られる。というのは、たとえば、改善委員会の最終報告書の要旨3に「学芸員をはじめとする現場職員に大きな非はない。彼らは問題意識も豊かであり、意欲もある。」と述べられたように、改革の実績は改善委員会にも受け止められたからである。委員会は、現実の厳しさを直視すると現場の改革だけでは十分でないとし、ミュージアムの運営に対する川崎市の積極的な取り組みなしには改革は実現されないとし、その結果、要旨4において「市役所の全庁的な支援と介入、そして高い見地からの経営判断が不可欠」であるとの帰結を導いて解散した。それ以降、この指針を受けて、一七年度、川崎市のなかに「市民ミュージアム改革プロジェクトチーム」という庁横断的なチームが作られ、改革の方向性を全庁的な取り組みのなかで主体的に議論される態勢がとられた。なかでも、重要な点は、指定管理を巡って、九月議会で、当面は直営のかたちをとりながらさらなる改革を進めていくという指針が示されたことである。

川崎市市民ミュージアムの変革は、ひとつの山を越え、さらに次の山を見据えて登っていく段階にさしかかっている。たとえば、改善委員会で指摘されたいくつかの課題が残されている……責任を明確にしたミュージアムの運営体制の確立、とくに経営手腕を備えた新たな館長を選出し改革を推進すること、館長を専門的な面でサポートするアドバイザー組織の設置、などなど。さらに、より多くの市民の皆さんに利用しやすい施設にするための施設のリニューアル

ル、たとえば、市民ギャラリースペースの充実など施設の改修、基本路線の改善などがある。あるいは、マニフェストの推進においても重要な観点となった、市民との関わりと協働をいかにして発展させていくのか、そのための仕組みをミュージアムの運営と活動のなかにどう作り上げていくのか、などなど。マニフェスト活動と改善委員会を絡たミュージアムには、さまざまな課題を残しながら、今もなお、さらなる改革を推進していくという姿勢が貫かれている。その具体的な内容は、一月二四日には「川崎市市民ミュージアム改革基本計画」として公表された。二〇〇五年、川崎市は文化芸術振興条例を発効させた。ミュージアム改革は、館単体の課題としてのみならず、川崎市全体の文化行政の推進という大きな課題と表裏一体となって進められるという新たな局面を迎えていると言えよう。文



フロントアレとの共同展覧会風景

化・芸術を未来に向けて保存し伝達する者としての本来的な機能の充実に図りながら、地域の誇りと楽しみになる館となることで存在感を増すことがミュージアムには求められている。これまでの改革の経緯から見えてきたことは、実体のある改革のためには、「市民ミュージアム改革プロジェクトチーム」の設置に見られるように、行政組織とミュージアムの現場が市政と市の諸組織の動きについて認識を共有し、コミュニケーションを密にすることが重要だということである。なすべきこと、考えるべきことは山積している。川崎市の芸術・文化活動の振興と育成という大きな市政の目的のなかで、ミュージアムがいかなる寄与をすることができののかを真剣に考えながら改革を進め、その存在意義を高めていかなければならない。これからが生き残りを賭けた正念場なのである。

団塊世代の「自力更生」決意

産経新聞川崎支局記者

杉江弘充

川崎に赴任してほぼ二年になる。前任地の大阪は経済の地盤沈下が長く続き、自治体も企業もいま一つ元気がなかった。関東とくに川崎・横浜辺りは自治体も企業も住民も関西に比べるといそいそと実恵まられていて豊かだなど実感するが、そういう川崎もやはり他の自治体同様に少子高齢化、財政難、行財政改革など複雑で困難な多くの問題を抱えている。市長でもないのに、こうした問題の具体的な処方箋を提示するなどということはとてもできないが、市政の傍観者として感じることはやはり「改革」が必要であり、その基本は「自力更生」つまり「自分のことは自分でする」という精神ではないだろうか。

議論の対象を絞ってみたい。国民生活に不可欠な医療費がますます膨れ上がっている。高い医療費は国民にも国・自治体財政にも大きな負担になっているが、将来の高齢化社会では病気が友達のような高齢者が多くなつてさらに医療費が増大することは目に見えている。対策として国民一人ひとりが「予防医学」に関心をもち、「病気になるににくい身体」になって医者通いを少な

くすれば医療費は激減するはずである。こう書くと、そんなことは言われなくても分かっている、また新聞記者が他人事のように気楽に書いている——という批判の声を聞かえてきそうである。そこで目の前に来ている高齢化社会の主役である団塊世代の一員として、「お上に負担をおかけすることは申し訳ない」と決意し、以前から実践中の「私の予防医学」をご紹介します。

禁煙、禁酒（ワイン一杯で二時間）。原則として零時前の就寝、一日一万歩、肉類油ものの回避。冬場はうがいの励行、室内の湿気管理、就寝時の首マフラー。異変を感じたら無理をせず早めの休息等々である。どれもこれも勿体ぶつてお話しするようなものではないが、私の場合は健康志願を持ち続け、金をかけず、手軽にできることをモットーにしている。こうした人体実験の結果、以前は年中引いていた風邪をほとんど引かなくなった。週末もよく仕事に出るが、疲労感はほとんどない。通うのは歯科くらいで基本的に「医者要らず」の生活である。しかし多くの方がこの健康法を実践することとは困難であろう。なぜなら「付き合

悪い」「アイツどこか悪いらしい」「変わりもん」といった周囲の批判や誹謗中傷に耐えなければならぬからだ。

ただ、周囲の人々が日夜励行していると思われる酒の飲みすぎや喫煙、運動不足が高血圧や糖尿病などの生活習慣病をもたらしていることは間違いない。自分の健康を守りかつ将来の医療費を減らすためにわれら中年は酒量を減らし、禁煙に挑戦し、運動に努めよう。手始めに禁煙である。「自分はタバコ税を払っているんだ」などと開き直る喫煙者もいるが、川崎市の健康福祉当局者は「喫煙が直接・間接的原因で生じる治療費はタバコ税の三倍に相当する」と糾弾する。川崎から直ちに喫煙を開放することは困難であるから、できることから始めよう。他都市にならつて来春から路上喫煙禁止を厳しく実施し、喫煙環境を規制しようという市の方針にはもろ手を挙げて賛成したい。

「肥満」（議員・職員過多）や「動脈硬化」（非効率性、無駄）の改善は民間活用（民間委託、シニア能力活用、民間人登用）などによって、市の決意次第では実行可能ではないだろう。あの国鉄ですら大手術によつて活力あるJRに変身した。個人も組織も国家も、基本的に健康管理（経営）は他人に頼らず「自分の身体は自分で守る」精神でいくことが必要ではないだろうか。改めて自分自身にもそう言い聞かせているところである。

バックナンバー紹介

政策情報かわさき15号特集

【特集】市民生活から見たまちの姿／首都圏に位置する川崎のまちづくりと総合計画

◆市民の暮らしから見た今後のまちづくり／川崎市新総合計画の策定に向けたタウンミーティングでの議論から（政策情報かわさき編集部）

◆首都圏における川崎のまちの姿

●川崎市民の生活圏から見たまちづくりの課題（まちづくり局事業推進課 清水 孝・まちづくり局交通計画課 齊藤麻里子）

●商業から見る市民のくらし／広域商業圏と地域のまちづくりから考える商業のあり方（経済局商業観光課 平井 孝）

●田園環境の保全に向けた土地利用の課題／市街化調整区域土地利用戦略研究会の議論から（経済局農業振興センター農地課 柏井幸博・環境局緑政部緑政課副主幹 鈴木直仁・まちづくり局都市計画課主幹 岡田 実・総合企画局政策部 鈴木洋昌）

●市民の暮らしから見た就業構造／市民就業者と市内就業者の流出入パターンから考える地域政策（総合企画局企画部統計情報課主幹 小松崎紀）

●人口動態から見た川崎市民（総合企画局企画部統計情報課 菅野珠礼）

◆「川崎市民」の生活から考えるまちづくり

●川崎市民の居住／首都圏に位置する川崎の住宅事情と課題／川崎市の住宅事情2001から（まちづくり局住宅整備課主幹 藤原 徹）

●就学構造から見たかわさき市民像／富士見台小学校を事例として（政策情報かわさき編集部）

●都市における女性の暮らし／育児・介護の視点から（麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課 蛭川睦）

●終の棲家の居住選択と地域活動（麻生区役所区政推進課副主幹 入口 茂）

◆川崎のまちを読み解く

●「川崎市民」をめぐる（政策情報かわさき編集部）

工都・川崎を象徴する産業遺産 「プラネタリー・ミル」と 産業に込められた心や夢 〜世界最大の熱間圧延機

日本冶金工業株式会社常任顧問

稲田 爽二

川崎市小島町の臨海部に日本冶金工業（株）とその生産子会社株YAKIN川崎がある。現在は年間三〇万トン余りの高級ステンレス鋼や最先端技術を支える高合金（鋼）を生産している。京都府大江山にある工場での原料フェロニッケル生産から厚板、薄板、帯、磨き帯鋼やパイプなど最終製品を生産する日本冶金工業グループの基幹工場である。世界でも珍しい一貫製造所であり独特のプロセスで高付加価値合金を生産している。

約四〇年前、ここに技術の粋を集めた珍しい熱間圧延ラインが建設された。スラブ連続鋳造機と組み合わせたプラネタリーミル（以下PLM）である（写真1）。

日本冶金が川崎工場にこのミルの導入を決めたのは一九六二年三月であったが、当時の日本経済低迷とともに、世界一の規模を目指したこの圧延機の高度な設計要求の実現のため時間を要し、完成したのは一九六六年四月であった。まさに社運を賭けた建設でした。

PLMとしては前例の無い大型のもので

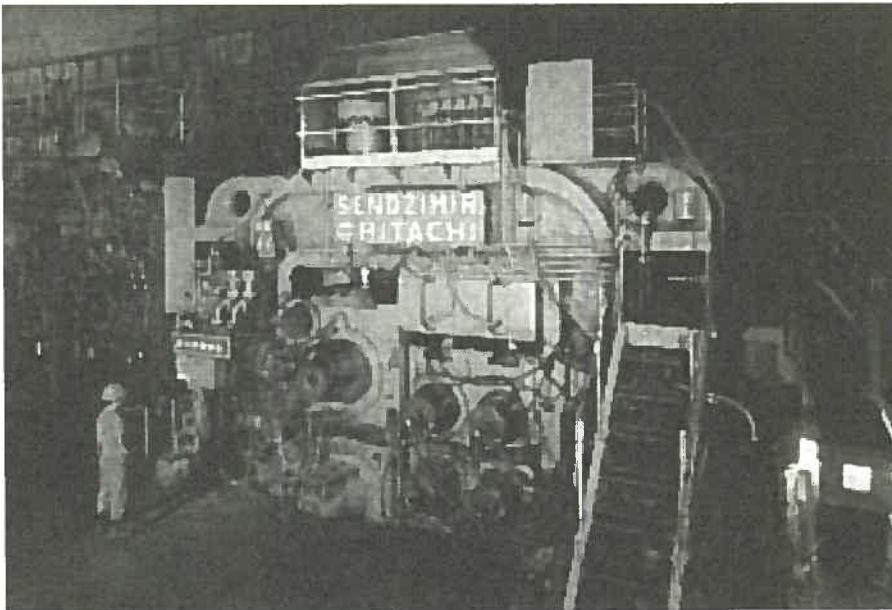


写真1 圧延中のPLM全景

右側に110mの長い加熱炉がある。この炉から一方連続的に高温スラブが押し込まれる。PLMとして前例の無い広幅ステンレス鋼熱帯を生産する世界最大の圧延機。被圧延スラブは、巾：1,300mm（後に1,600mmに拡大）厚：150mm（後に200mmに拡大）重：一本当たり最大20トン

あり、独特の設備・運転技術の創造的開発・改良が加えられたものであり、図1に示す断面を持つ圧延機である。図の右側にある長い加熱炉から約一、二五〇℃に加熱された連続鋳造スラブが押し込まれ、たつた一回、一方向一バスの圧延で厚さ一五〇mmのスラブから三mmの薄板にまで圧延されて仕上圧延機から熱延板が出てくる。図1の断面図の中央部に上下二四本ずつのワークロール（WR）がある。これが巨大なバツクアップロール（BUR）に張り付くように配置され、自転するBURの周囲を転がるように滑らかに

ブを挟み込むように圧延して高品質のステンレスホットコイルに圧延する（図2）。唯一のバス圧延で三mm未満の優れた品質の熱延コイルを生産できるということは期待された大量生産を可能にした。そして、当時としては非常に高い生産性と共に、非常にコンパクトな熱延ラインとしてまとめ上げる事を可能にした。

独自の熱間圧延機構を実現するため、この圧延機の駆動モーターから圧延ロールまでの多少複雑な動力伝達の仕組みを図示したものが（図3）である。上下二四組のWRが同時にうまくスラブを挟み込まないと細いWRが折損し大事故となるため、これが同期するように工夫されたギヤー系列となっている。

公転しながら高速自転し、上下セットの間に押し込まれた高温スラブを二四組の上下WRの組が挟みつけ、転がりながら次々と圧延して行く。丁度、蕎麦打ちの職人が蕎麦棒を転がすように前に押し進めて蕎麦の塊を薄く延ばして行くプロセスを高速・連続化したようなメカニズムでステンレスの塊を圧延して行く原理です。

一方向一バスで何時までも連続的に圧延を続ける。上下で公転する多数のWRがずれないように同期しながら素材スラ

圧延する時、普通の圧延機は全てWRが素材を前に引き込むように力が働くが、このPLMは逆に素材スラブを後ろに弾き飛ばすように力が働く。図2でお解りのようにWRの自転方向が普通の圧延機と逆回転だからです。スラブをその反発力に負けない力で押し込まないと圧延板は即座に切れて圧延できなくなる。この正反対の特色からPLMには強力な押し込みロール（フィードロール・FR）が必須となる。全圧延反発力に対抗してスラブを押し込むためのFRは図1に示されるようにPLMの前に2基セットされて同じ圧延機ハウジングの中に収められている。いま川崎市富士見公園の川崎図書館横の芝生に産業都市発展の歴史を紹介するモニュメントとして展示されています（写真2）。国道横の見やすい位置に展示されているため是非一度ご覧いただきたい。

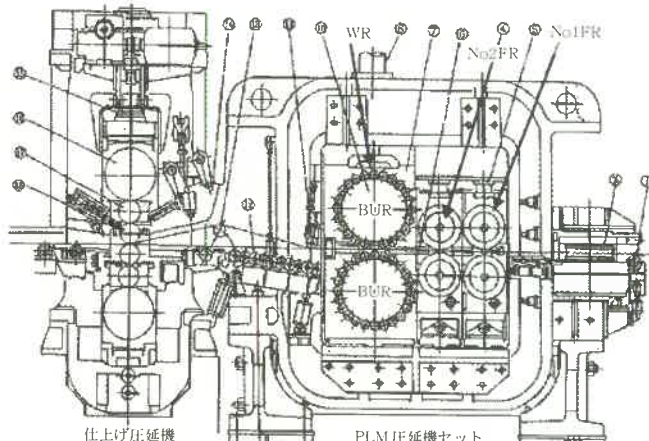


図1 PLM断面図 中央に上下24本のWRをBURに引きつけるように配置した独特のロール配列が見える。左は6段の仕上げ圧延機

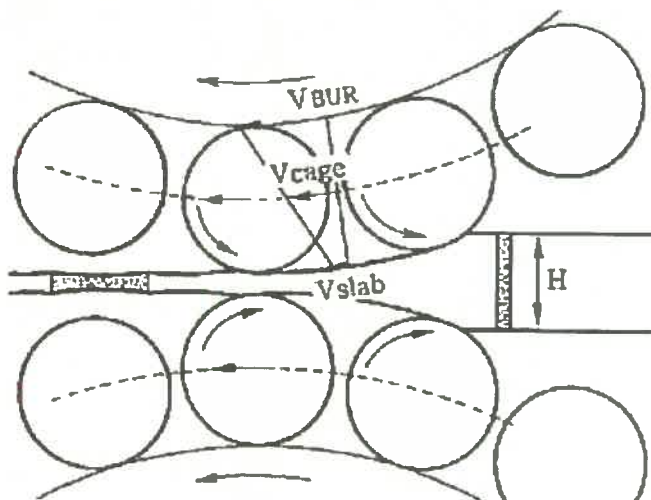


図2 PLMMのWRが素材スラブを圧延する様子
自転する直径約1,300mmのBURの周囲を直径190mmのWRが密着して公転しながら圧延する。上下24本ずつのWRはケージと呼ばれる装置でしっかりと確保され、ロールが遠心力で飛び出さないようにしている。このケージ回転に合わせて全WRが上下びたりと同期しながら公転して行く。

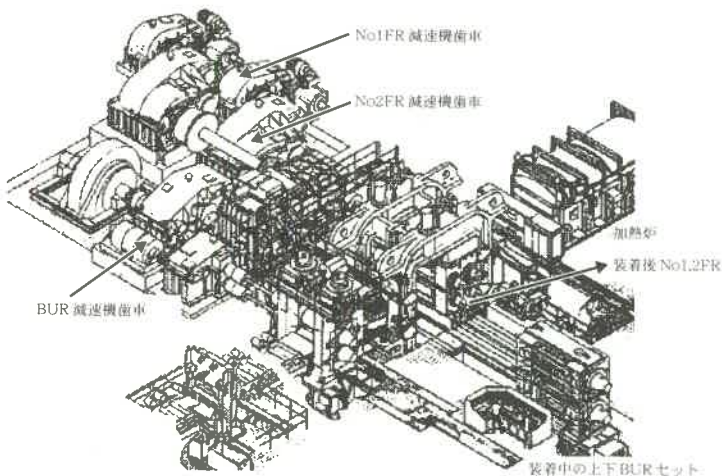


図3 PLM・FRの動力伝達機構

PLMやFRの駆動機構全体を図3に示している。一見華やかで大きな音と振動を伴う、ダイナミックな圧延現場も裏側のこのような駆動系や地下の油圧系統、そして給電や制御系統などは表面には現れず、夫々高度な運転技術と設備保全技術が要求されるものです。「ダイナミック」の一言につきる雰囲気の中に対し、メンテナンスタ時は管理職やスタッフが現場オペレーターと一緒に設備と操業法の改善に取り組みました。夜を徹して、休日を返上して…と言う雰囲気、全員が納得するまで取り組んでおりました。

このように大型の実用的広幅PLMに育て上げたのは多くの日本冶金工業技術陣の

創造的挑戦の賜物であり、国内は勿論、世界からの見学者を迎え驚きと賞賛の言葉を戴きました。多くの人は「何故多くのWRが遠心力で飛び出さないのか?」「何故一五〇mmもあるステンレス鋼スラブがたったの一パスで三mm以下にまで圧延できるのか?」といった驚きや、専門家達はダイナミックな圧延を支える精緻な制御機構や地下にある強大な油圧機構の設備保全技術の高さをよく議論しておりました。

一九六四年四月に操業開始し月間二、〇〇〇トンの圧延を可能にしたのが同年一月でした。操業開始時期の苦労が偲ばれる数字です。それが一九六七年には週三日の操業で当時の日本冶金工業のステンレス熟帯所用量月間五、五〇〇トンを生産するよ

うになりました。それまでは連続铸造機で造ったスラブを遠く九州の大分まで運び、八幡製鉄所(現新日本製鐵)で熱延コイルに作業してもらい、そのコイルを再び川崎製造所に運び戻していた工程が、全てこの川崎の製造所内で可能となりました。時間、コスト、品質の全てに亘る管理が行き届き、高い競争力を確保できるようになりました。その後の日本冶金工業の躍進の原動力となりました。その後も安定操業技術の開発を重ね、一九九三年頃には月間三五、〇〇〇トンの必要量を全て賄えるようにまで進歩しました。

これにはPLM原型の設計者であるTadeusz Sendzimir博士(ポーランド出身)も感嘆し、九二歳のこの高齢をおしてこ

夫婦で来社され長時間に亘って嬉しそうに見学されていきました。日本冶金工業の開発した種々の設備技術や運転技術は特許やノウハウとなり、このタイプの熱間圧延機を導入した世界の鉄鋼メーカーの技術指導を続けてまいりました。

約三〇年間この川崎の地でステンレス鋼を圧延し続けたPLMも種々の観点から寿命を迎え、一九九三年頃から更新の時期を迎えました。ステンレス鋼の美しい、そして耐久性の良い特性が世界的に認められ、国内外で生産に携わる企業も飛躍的に増えてきました。川崎市の地理的要件や、日本冶金工業の生産する合金鋼のポトフオリオを検討した結果、このPLMによる熱間圧延を一九九六年に終了させました。その

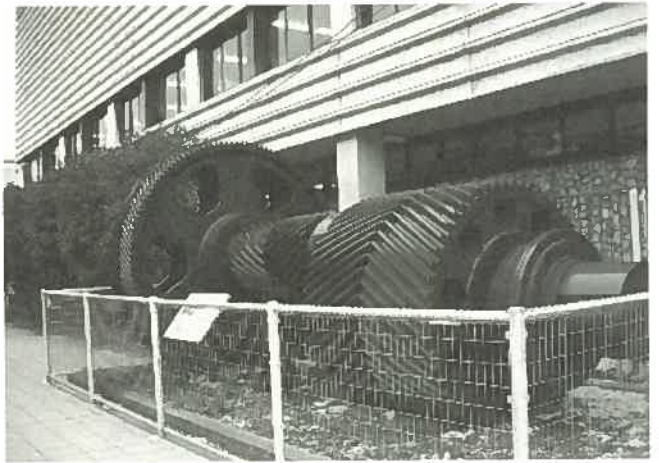


写真2 富士見公園の川崎図書館横に展示されている巨大歯車
図1、3のFR駆動用減速機の代表的歯車。右は直径約2m・重さ36トン、左は直径約3m・重さ28トン。鋼製の巨大な歯車でフィードロールを駆動し、スラブをPLMに押し込んで行く役割を担う。



写真3 圧延機後テーブル上の熱帯
高温帯状の熱延製品が水冷されながら30m後方のコイラー（巻取り機）により巻き取られている様子。約1時間の高速加熱と唯一パスの高圧下圧延で表面のスケール発生が少なく艶のある優れた表面品質と微細な結晶粒による優れた機械的性質の熱帯製品が生まれる。写真の熱帯の表面に見られる艶は他の圧延機では削り出せない。

頃から日本冶金工業は世界的な生産量拡大の方向から離れて、より高機能、より高付加価値の合金鋼素材の生産に指向することを戦略決定しました。引き続き新型熱間圧延機はその戦略に合致し、さらに徹底的に環境に配慮して環境都市川崎市と共存して行けることを前提に設計したものにリプレイスしました。徹底した省エネ設計は日本冶金の生産コスト競争力でも次世代に必須の要件であり、都市との共存を図る大切な戦略的判断でした。その環境効果の一例を図4に添えます。役目を終えた世界最大のPLMはその心臓部を川崎市に寄贈し、モニメントとして展示していただくことで工業都市、技術都市、環境都市の歴史記念碑の一つとして永く保存していただきます。ここに芸術的とも言われたプラネタリー熱間圧延機をを残すことができ、我々日本

冶金工業の喜びであり、誇りでもあります。執筆者の私はこのミルの量産の確立途上の一〇数年を担当しましたが、設備設計、建設、設備管理、運転技術確立に開発の初期から永く携わり、PLMの発展と苦楽を共にした方々の当時の思いを念頭に紹介させていただきます。四〇年前の試運転開始の後、初めてコイラーが巻き取り機まで到達した時には技術陣、オペレーター、建設者が揃って拍手し、思はず感激の涙が湧いてきたそうです。

建設当時の川崎製造所長伊藤容之介氏から井上雄一、小野定雄、宇田勇之介氏らPLM建設から安定操業まで昼夜を問わず努力された歴代製造所長やその他関係者の技術開発の結晶としてその努力に感謝しながら紹介させて頂きました。

現在の日本冶金工業では、一九九六年再び社運を賭けた投資で、新型多機能熱間圧延機の建設と操業を開始しました。新戦略である高機能材料、高付加価値材料の合金の生産を拡大しております。皆さんお馴染みのテレビジョン、携帯電話やLNG搬送船のタンクや海洋構造物、化学プラントなどの高合金鋼の生産で世界一を目指してお

工場総燃料エネルギー原単位推移

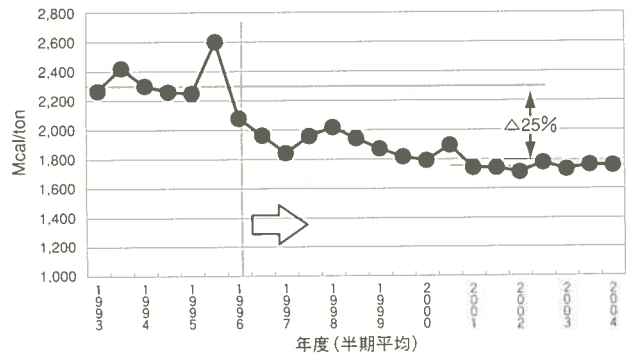


図4 1996年完了した新熱延ライン建設と関連する投資効果で約25%の燃料省エネエネルギーが全工場で達成された。これは全工場二酸化炭素排出量で約18%（対1990年）削減に相当し、京都市議定書の当社における達成目標を十分にクリアーしています。

●参考文献

- 日本冶金技術 一九九三年 No.2 P.1-12 小野定雄 宇田勇之介 久保田鉄也 加瀬政夫 稲田爽一 三浦良三 岡本芳雄 高橋博喜

日本冶金工業(株) ホームページ
<http://www.nyk.jp>

川崎発 元気な起業家が 街を変える

経済局
【財団法人川崎市産業振興局
川崎中小企業サポートセンター】若松秀樹

起業による雇用創出は、廃業などによる雇用喪失と合わせて、地域経済に大きな影響を及ぼす。二〇〇五中小企業白書によると、一つの企業が創業されると平均で一〇・九人の雇用が生み出され、その後二年間で、さらに、一〇・七人の雇用が生み出されている。地域に新しい事業が生み出されると、雇用創出はもちろんのこと、税収向上や集客効果など、多くの利点が期待できる。

川崎市中小企業サポートセンターでは、起業を希望する方々や、起業直後の方々に対する支援策として、各種のセミナー、相談制度などを設けており、川崎市内での起業を支援している。

今回は、最近、実際に事業展開に踏み出した三人の女性起業家を紹介する。
なお、この三店は、川崎市経済局が実施した空き店舗活用事業の対象店舗である。

地域で支え合う介護予防 ▲あおぞら

最初に紹介するのは、中原区のイマイ商

店街に二〇〇五年九月に開業した介護サービス事業者「あおぞら」である。介護サービスは、地域の課題を地域で解決しようとする、いわゆるコミュニティビジネスの典型であり、地域との関連性が極めて強いことが特色である。起業家の親川とみ子氏は、現地への開業前に、二〇〇三年から派遣型の介護サービス事業を展開していた。しかしながら、ボランティアなど地域との交流の中で、顔の見える介護サービスを提供することの大切さを確信し、落ち着いた佇まいの商住混合型の商店街内への出店を決定した。

地域で支え合う介護予防を企業理念としており、同社の事業コンセプトには、次が掲げられている。「誰にも必ず訪れる“老い”。その“老い”は、生きてきた“証”。その“証”を“知恵”として、その“知恵”がたかさん集まった場所。みんなで分かちあえる“お店（ところ）”。

店舗スペースのうち、事務スペースは四分の一、残る四分の三を地域に開放し、ボランティアや生涯学習のために提供している。一見、非効率と思われるこの空間利用は、「地域の人が集まることで知恵と力が集まる。この知恵と力を子育ての役に立てたい。」



手作りパーテーションの前に座る起業家の親川氏

という信念から実行されている。介護サービス事業者は、比較的賃料の安い住宅地内に店舗することが多いが、この「あおぞら」は、人が集まることを、事業の必須要件と考え、商店街内に出店することとした。

親川氏は、「やりたいことがいっぱいある。商店街や地域の方々と相談しながら事業展開を考えていきたい。」と積極的かつ柔軟である。また、「商店街や地域から何かをしてもらうのではなく、自ら働きかけて、響き合っていきたい。」と、すでにコミュニティと一体となる覚悟である。介護ビジネスを中核にすえながらも、幅広い年齢層との交流を目指しており、地域コミュニティの活性化に対する好奇心も旺盛である。

会社概要

店名 あおぞら（有株式会社 青空）
所在地 中原区木月伊勢町二二六四 パールハイム一〇一号
代表者 親川とみ子
業種 サービス業（介護サービス）
電話 〇四四一四二二一七三二五
従業員 一〇人（ボランティア四人）
創業 平成一五年三月（現在地での開業
平成一七年九月）

元気なニューフェース ▲創 ばん菜

次に紹介するのは、武蔵新城駅から徒歩五分、日光通商店街に二〇〇五年七月に開業した飲食店「創 ばん菜」である。ばん菜とは、京都で惣菜を指す言葉「おばんざい」から取っている。現在は、沖縄を意識

した感じのメニュー、店舗装飾となっているが、起業家の佐藤利佐氏は、「あまり固定路線を作りたくない。」という。顧客の好みや、流行を意識しながら、店舗のスタイルにこだわり過ぎないで変化させていきたいと、その営業姿勢は柔軟である。夜には、焼酎五〇種類など多数の地酒を揃え、また、同店名物の大皿料理を並べるなど、開業直後からカウンターを含め二七席の店



「創 ばん菜」の店内の様子



美味しさがにじみ出るような手書き看板

内が満席になるほどの人気店となっている。一〇月からは、ランチも始め、地元サラリーマンやOL達にもアプローチを始める。

手書きのメニューや看板は、独特の味わいを醸し出しており、料理の美味しさがにじみ出るように感じられる。佐藤氏のおおらかな人柄に惹かれるように、老若男女、家族連れなど、客層は幅広い。情報発信にも意欲的で、社団法人神奈川県情報サービス産業協会のインターンシップ事業に採択され、学生の実習先として、ホームページ作成に取り組み、若者の感性を活かした面白いホームページを準備している。

食材の仕入れについては、できるだけ近くの店から仕入れるよう心がけており、地元商店街とのWIN-WINが成り立っている。新城エリアの一大イベントである「にぎどん」にも、自ら積極的に参画し、地域を盛り上げる活動に、早くも一役買っている。最近、同店の周辺には集客力が期待されるお洒落なレストランやバーがオープンし、元氣なニューフェイス達が新城エリアを変えるかも、と近隣の商店街関係者から大きな期待が集まっている。

会社概要

店名 創 ばん菜
所在地 中原区新城一〇一四 ツル
タダイビル 一〇二
代表者 佐藤利佐
業種 飲食業(沖縄料理ほか)
電話 〇四四―七九八―〇二〇六
従業員 三人
創業 平成一七年七月

夢は大きく ▲カラフルネイルズ

三店目に紹介するのは、向ヶ丘遊園駅近く、民家園通り商店会に、二〇〇四年八月に開業したネイルサロン「カラフルネイルズ」である。かねてからネイルサロンの経営を夢見ていた関山紀子氏は、ネイルアート技術者としての勉強を続けつつ、漠然と起業にあこがれていた。

起業の直接のきっかけとなったのは、登戸駅から徒歩一分に位置する「のぼりとチャレンジショップ」への出店であった。一年間、狭い店内で、ほとんど休みなく働くハードワークであったが、地道な努力の甲斐あって、徐々に地元の奥様方を中心として固定客の信頼を勝ち取っていった。チャレンジショップ卒業と同時に、チャレンジショップ時代に獲得した固定客を維持する形で、現在地に店舗を借りて念願の本格出店を果たし、順調なスタートを切ることができた。

この間も、技術者としての勉強を怠らず、さらに経営改善を追求するために、商工会議所の助言を受けるほか、ホームページについての指導助言や、店舗レイアウトについてのコンサルティングを受けるなど、積極的に情報収集と経営改善に努めている。最近では、道路面から目立ちにくい立地をカバーするための写真掲出や、ホームページ構成を大きく見直し、ブログを開設するなど、地元への認知を深める工夫を行い、着実に新規顧客の獲得につながっている。二〇〇五年七月の地元商店街イベント「夏まつり」においても大活躍で、関山氏の出店は、地元商店会の先輩に大変喜ばれ



カラフルネイルズの店頭の様子



カラフルネイルズの手作りホームページ

ている。同店の近隣には、生花店、美容室、雑貨店などが集まり始め、街がファッショナブルな装いに包まれつつある。関山氏は、将来、ネイルアートの学校を作るという大きな夢がある。若くして、かなりスケールの大きな起業家である。

会社概要

店名 カラフルネイルズ
所在地 多摩区登戸二〇六一向ヶ丘遊園パークホームズF

代表者 関山紀子
業種 サービス業(ネイルサロン)
電話 〇四四―九二二―三三三二
URL <http://www.015.upp.so-net.ne.jp/colorfulnails/>

従業員 二人
創業 平成一六年八月

元氣な起業家は、地域社会に活性を与え、しかしながら、近年、起業志向は大幅に低下しており、転職希望者に占める「自分で事業をしたい人」の比率は、一九七九年には二〇歳台で二三・一%であった比率が、直近の調査では五・四%となっている(二〇〇五中小企業白書)。

川崎市中小企業サポートセンターのスタッフは、川崎市内で、より多くの人が、起業によるHAPPYを獲得されることを念願し、活動を続けている。

〈川崎市中小企業サポートセンター〉
市内中小企業の経営課題を解決すべく、専門家派遣、窓口相談など、多様な施策を駆使しながら企業経営をサポートしています。経営改革を目指す事業者の方や、起業を目指す方は、どうぞお気軽にご相談ください。
〒二二一〇〇一三

川崎市幸区堀川町六六番地二〇
川崎市産業振興会館 七階
電話 〇四四―五四八―四一四一
FAX 〇四四―五四八―四一四六
e-mail center@kawasaki-net.ne.jp
URL <http://www.kawasaki-net.ne.jp>

川崎市政日誌

(2005年1月～6月)

一月六日

川崎市市民オンブズマン(兼子仁代表市民オンブズマン)と人権オンブズパーソン(目々沢富子代表人権オンブズパーソン)が市教委に対し、子どもの人権侵害となる学校での体罰やいじめの根絶を求め、初の共同意見表明を行った。

一月一日

市の「かわさき教育プラン」策定委員会(新井郁男委員長)は、市の教育行政の基本方針となるプラン案を市教委に答申。二学期制や小中一貫教育・中高一貫教育の検討などを提言。

一月四日

多摩区役所区民課が、市民サービスの国際規格「ISO9001:2000年版」の登録証を審査機関の「品質マネジメンシステム評価センター」から授与された。ISO取得は高津区役所保健年金課に続いて二例目。

二月四日

国連環境計画(UNEP)との連携を深めながら、川崎臨海部の優れた環境技術を広くPRしてビジネスチャンス拡大につなげる市主催の「第一回アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」が開催。二日から二六日までの三日間の日程。

二月六日

市は、中国大連市内の「大連経済技術開発区」と環境に配慮した産業活動で連携するとの意向書を締結。

二月八日

市は、二〇〇五年度から展開される新総合計画の「実行計画」と計画の中で優先的に取り組む事業を選び出した「重点戦略プラン」の素案を公表。重点戦略プランは、市民の関心度など課題の重要性、手法・発想の戦略性、取組の重点性の視点から選定され、環境科学総合研究所の整備、多摩川にかかる全体計画の策定や総合コンタクトセンターの整備などが盛り込まれている。

二月九日

東扇島地区で、基幹的広域防災拠点の機能を兼ね備えた海浜公園「東扇島東緑地公園」の着工が行われた。砂浜や入り江を整備し、普段は市民の憩いの場に、災害時には、海と空から物資を運んで保管できるヘリポートや搬入路の機能を持つ。

二月一日

市は、利用者の低迷が続いている市民ミュージアムの改革を早急に推進するため一日付で副館長職を新設し、梅原和仁青少年科学館長を起用。

二月九日

川崎市人権オンブズパーソンは、市長に対し、市内二か所の児童相談所について、人員の適正な配置や夜間の連絡体制の整備など制度改善を求めて意見表明を行った。

二月一〇日

市は、二〇〇五年度の当初予算案を発表。一般会計は五、一〇五億九千六百万円で前年度より二・〇％減少。減額は二年連続となり、過去三番目の下げ幅。新総合計画で位置づけられた項目にしたがって編成されており、「新総合計画スタート予算」と名付けられ、〇九年度までに収支均衡

を目指す行財政改革プランと、新総合計画の重点戦略プランをベースにしたメリハリのある配分になっている。

二月一五日

市の大木壮一外部監査人は、平成一五年度の環境局と所管する三出資法人市教育委員会を対象とした監査結果報告書を阿部市長に提出。ごみ処理の効率化や出資法人の業務改善を求めた。

二月一七日

市は、着工を延期している川崎縦貫高速鉄道(市管地下鉄)事業について、新百合ヶ丘と元住吉を結ぶ現行計画を中止、ルートの一部変更し新百合ヶ丘と武蔵小杉を結ぶ計画見直し案を発表。二〇〇九年度末に着工、二〇一七年度末の開業を目指す。今後、市の事業評価検討委員会に諮問し、事業許可再取得に向けて国と協議する。

三月一日

市は、今年から引越しなどで転出入が増える三月最終週と四月第一週の日曜日に、全区役所の区民課窓口を開設し混雑緩和に努めると発表。

三月二日

人も生き物も気持ちよく過ごせる川にしたいという小学生が出した市長への手紙がきっかけとなり、上作延、南原両小学校の児童や保護者七〇人が高津区役所建設センターが設置した仮設の足場で川へ下り、平瀬川河川敷の大掃除を行った。

三月二三日

市川崎競輪場で新たに設置された大型映像装置のオープンングセレモニーが開かれ、模擬レースや子どもたちの一輪車ダンスの後、地元出身のストリートミュージシャンらによるコンサートが行われた。非開催日に競輪場を音楽育成の場に開放

する試みの第一弾となる。

三月二四日

市は、日本都市センター会館(東京都千代田区)で、市債について機関投資家や金融機関などを対象にした説明会を開催。説明会では、市長自ら積極的な投資を呼びかけるPR役を務めた。

三月二六日

日本、韓国、中国などのミュージシャンが多彩に共演する「音楽のまち・かわさき」アジア交流音楽祭 ASIAN HEALING 二〇〇五」がミュージザ川崎シンフォニーホールをメイン会場に二六、二七日の両日開催された。JR川崎駅周辺での三会場では、国内外の二七組のアーティストによる交流ステージが同時開催され文化交流を深めた。

三月二九日

市は、鷺沼プール跡地の利用策について協議してきた公募市民からなる広場整備検討委員会(柴原忠男委員長)の提案を受け、基本設計をまとめた。芝生広場やフットサル場など幼児から高齢者まで幅広く利用できるようにしたのが特徴。

四月一日

市民が主役の市民自治確立を目的する、政令指定都市初の「川崎市自治基本条例」が施行。

市は、局長級二二人、部長級一六二人、課長級四三一人の幹部職員を移動を発令。新設された病院局の事業管理者と宮前区長に民間人を起用。区役所の拠点化を進めるため、区民協働推進部やこども総合支援担当を新設したほか、コンタクトセンターの導入に伴い、市民情報室を設けた。

四月四日

市とJR東日本は、中原区にJR横須賀

線の武蔵小杉駅を二〇〇九年度中に開業することで基本合意した。首都圏における川崎の利便性と存在感を高め、再開発や市営地下鉄の乗り入れなどの相乗効果を期待している。一日の駅利用者約七万人を想定しており、総事業費の約二〇〇億円の大半を市が負担する。

四月五日

市内の全一四校の市立小学校で入学式が行われ、今年度の新一年生約一二、〇〇〇人全員に防犯ブザーが配布された。

四月一四日

「川崎ものづくりブランド推進協議会」（会長・長澤明彦川崎商議所会頭）は、初の「川崎ものづくりブランド」製品として省エネ型の駐輪ゲート装置など六製品を認定したと発表。市内中小企業による優れた工業製品を認定、川崎独自のブランド製品として全国発信を目指す。

四月一五日

市外国人市民代表者会議（モハマッド・アンワル委員長）は市に、外国人向けの情報発信の改善や言葉の学習支援の必要性など、在住外国人の立場からの意見を盛り込んだ〇四年度年次報告書を提出。

四月一九日

日本アメリカンフットボール協会は、二〇〇七年国際アメリカンフットボール連盟（IAFF）の第三回ワールドカップ（W杯）を川崎市で開催することを発表。七月にかけて等々力陸上競技場と川崎球場を会場に実施する予定。

市は、「アジア企業家村構想」の推進に向けて中国の経済や社会に精通している民間人識者、日中経済協会特別嘱託の安田孝昭氏とみずほ総合研究所理事の桑田良望氏を経済局参与に起用。

四月二〇日

市高津消防署新庁舎が完成し、落成式が行われる。

市は、〇六年度予算編成から適用する補助金・助成金制度の見直し方針を公表。

市は、観光都市としての魅力を国内外に発信するため、PR用の短編ドラマ「カワサキの休日」と観光ホスターを制作。ドラマは英語、中国語、ハンガルの字幕版がある。

四月二五日

市は、高齢者、障害者、児童虐待やひきこもりなど多様化、増大化する地域の福祉ニーズへ取り組む仕組みとして「川崎市地域福祉計画」を策定。中原会館の結婚式場を廃止し、二〇〇六年九月から施設内に地域福祉の拠点として総合福祉センター（仮称）を設置する方針を明らかにする。

四月二八日

市は、麻生区万福寺土地区画整理事業地内に建設する「アートセンター」（仮称）の基本計画案をまとめ、市民説明会を実施。芸術のまちづくりを進める麻生区の文化・芸術活動の拠点として二〇〇七年四月開設を目指す。

「川崎市情報化戦略会議」（高村茂委員長）は、情報化を活用し自然や文化・スポーツ資源をアピールすることなど一三項目の施策の方向性を提言する報告書を提出。市は報告書を基に〇五年度内に情報化基本計画を策定する。

市は、幅広い分野で産学官が連携する科学技術振興による地域活性化を目指し「川崎市科学技術振興指針」を策定。

五月九日

市は、米国ワシントンDCで二二日から開かれる浮世絵展へ、本市の文化観光をPRするため、市民文化大使で写真家の

三輪晃久氏を派遣することを決めた。

五月一〇日

市民ミュージアムが第九回「手塚治虫文化賞」（朝日新聞社主催）マンガ文化の発展に貢献した個人・団体に贈る特別賞を受賞。マンガ作品や資料の収集、企画展開催などの活動が評価された。

五月一〇日

二〇〇四年度に市児童相談所の相談を受けた児童虐待相談（通告を含む）の件数が過去最多の四四八件にのぼった。虐待は乳幼児に多い傾向が〇一年度以降続いており、虐待当事者は実母が二九三件（六五・四％）で最多。

五月一日

市は、かわさきチャレンジ・3R（川崎市一般廃棄物処理基本計画）を発表。二〇一五年年度までに一人当たりの一日のごみ排出量を一八〇グラム減量、ごみの資源化率の一九％から三五％へ引き上げ、ごみ焼却量の一三万トン削減を目標として明示。行動計画として、市民の意識を高めるためごみ減量学習プランの推進、「ごみ減量推進市民会議」の設置、ミックススベーパーの分別収集などを具体的な施策として提示している。

五月一三日

市は、市営地下鉄「川崎縦貫高速鉄道路線」事業について、事業認可を得ていた現行計画（元住吉接続路線）を収支採算面から中止するとの事業再評価結果を国土交通省に提出。

市長は、立命館大学の特別連続講義「自治体外交の挑戦」市町村長・わがまの国際戦略を語る（立命館大学、読売新聞社主催）に登壇。環境技術など、川崎の強みを発揮し、国際貢献をしたいと世界に向けた自治体経営戦略を語った。

五月一四日

市は、学校図書館の有効利用を図るため、市立一五小中学校の図書館を土曜・日曜や夏休み期間などに市民に開放する事業を開始。管理業務はNPOに委託する。

五月一八日

市は、地球温暖化対策として、二〇〇五年度から一〇年計画で「市民による一〇万本植樹」事業を展開する。

八都県市首脳会議（首都圏サミット）が都内で開かれ、川崎市市長が提案した参加八自治体共同で市場公募地方債を発行する「首都圏ポンド」の共同研究を行うことと合意。

五月一九日

国と八都県市は、首都直下型地震を想定し、初動一二時間で十分な対応ができるか検証するため、合同で図上訓練を実施。市も災害対策本部を設置し、職員約一二〇人が参加した。市は、「川崎市新エネルギービジョン（改訂版）」原案を策定。新エネルギーの普及を進めるため市民、事業者、行政で構成する（仮称）新エネルギー推進協議会の設置など六つの重点プロジェクトを設定している。

五月二四日

市は、有利で安定的な調達を実施するための起債運営や中期の市債管理の課題を検討するため、金融専門家らで構成する川崎市債に関する調査研究会（座長・稲生信男東洋大学助教授）を発足。〇五年一二月に具体的な対応方針について最終報告をまとめる予定。首都圏ポンドについても専門家の視点から検証する。

五月二五日

市住民投票制度検討委員会（委員長・寄本勝美早稲田大学教授）は、〇四年度の間報告に八つの論点を加え、利点や課

題を整理した最終報告書を公表。市は、学識者に公募市民を加えた委員会を新たに設置して〇六年度中の条例化を目指す。市は、〇五年三月末で閉鎖した東伊豆市民保養所「あかがわ荘」を一般競争入札で売却すると発表。入札は七月一日。

五月二六日

大型水害に備えた市総合水防訓練を中原区多摩川河川敷で実施。警察署、消防局、区役所職員などに加え、地元住民の自主防災組織や消防団など約二、三〇人が参加、多摩川の堤防決壊対策や水難救助などで連携を深め防災体制を再確認した。

市第三セクター「かわさきファズ」（青木茂社長）が〇四年度決算を発表。当期利益は一億四、八〇〇万円、二年連続の黒字。開業一〇年目（〇七年）で黒字転換という計画を上回り、計画を達成している。

五月二八日

市は、二〇〇六年二月に開院予定の市立多摩病院に、燃料電池とコージェネレーションシステムを導入、環境負荷を軽減し、エネルギー効率を従来型施設の八〇―八五%に向上させコスト低減を目指す。

五月二九日

二〇〇五年から川崎市が「全国高校対抗ボウリング選手権」開催地になることが決定。併せて小中高校生が目標とする全国大会の育成を目指す国の「スポーツ拠点づくり推進事業」の初年度（〇五年度）の全国三四大会の一つに選定され、毎年五〇〇万円を上限に開催費用が一〇年間助成される。

五月三〇日

市は、市民サービスの向上とコスト削減のため、二〇〇六年四月から管理運営を外郭団体などに委託している約一七〇の

市施設のうち約一四〇施設で指定管理者制度を導入、〇五年七月から委託先を公募することを発表。

六月一日

市交通局は、市バス事業の経営健全化計画の骨子案を発表。二〇〇九年度までの五年間を集中改革期間と位置づけ、最終年度までに赤字補填的な補助金に依存しない単年度収支の均衡と自立した経営の確立を目指す。骨子案では一部路線の民間移譲、四営業所のうちの一か所の民間委託や職員給与の見直しなどを明記している。

六月二日

市は、麻生区に二〇〇八年度四月開校予定の小中一貫校の建設・運営にPFI方式を導入すると発表。プロジェクト推進形態として、受託した特別目的会社が建設後施設の所有権を移譲したうえで引き続き開校から一五年間施設の維持管理を行うBTO方式を採用。市内初の小中合築の特性を生かすカリキュラムも検討中。

六月七日

市人権オンブズパーソンに二〇〇四年度に寄せられた子どもの人権に関する相談件数は三〇五件で、前年度の約一・五倍にのぼった。内容別では、いじめが一三件でトップ。また、保護者からではなく本人が相談してくるケースが、前年度の二・四倍と急増している。

六月八日

市は、仕事と家庭生活の両立を支援し、男性職員の育児参加を促すため、妻の産前八週間と産後八週間、夫の男性職員が誕生する子どもが就学前の子どもの養育のため五日間の範囲で一日または半日単位の有給休暇を取得できる特別休暇制度を七月一日から導入すると発表。

六月一〇日

二〇〇五年度から一〇年間の市農業振興計画「かわさき『農』の新生プラン」がまとまる。プランでは、都市農業・農地を市民にうるおいと安らぎをもたらす多面的な機能、公益的な役割を含めて「農」と表現し、かわさき一三〇万市民が「農」あるライフスタイルを目指すことを基本目標としている。プランの施策を実行し、農業者・市民・行政の協働を進め、今後の「農」を検討・研究する新生プラン推進会議も設置された。

六月一五日

「市長への手紙」と「インターネット広聴」の件数は、二〇〇四年度二、八二六件で前年度より六九二件減少した。内容別では、市長への手紙が「道路の改良・改修」、インターネットは「自転車対策」が一番多い。市長への手紙は〇二年度から減少傾向が続いている。

六月一六日

市は、特色ある学校づくりに向けて意欲ある教頭を校長に起用するため、二〇〇六年四月開校予定の市立土橋小学校校長を、市立小教頭を対象に公募する方針を明らかにした。

六月一七日

二〇〇五年七月でオープン一年を迎えるミューザ川崎シンフォニーホール（〇四年七月から〇五年三月までの利用状況は、音楽ホールの稼働率が約九七%、公演の入場者数は約一四万八、〇〇〇人、入場料収入は二億一、五七四万円、いずれも見込みを上回った。

市危機管理室は、市民に防災意識を高めようするため、防災担当の職員を講師として市民グループの会合などに派遣する「ぼうさい出前講座」を開始。

六月二一日

県と横浜、川崎市でつくる京浜臨海部再編整備協議会は、京浜臨海部の遊休地・低未利用地は七七ヘクタールで前回調査（〇一年度）から六六%減少し過去最小となったことを発表。川崎市内は約二六・四ヘクタールで八三%減少。市は、大規模工場跡地の活用が本格化したためと分析し、推移を見極めながら、高度技術産業の立地促進や環境整備など活性化に取り組む方針。

六月二二日

市は、駅前や混雑する場所での歩きタバコを規制する路上喫煙防止条例の骨子をまとめた。骨子案は、人ごみの多い駅周辺での歩行喫煙による他の歩行者への危険性を防ぐことを目的としている。乗降客の多い主要五駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定、市が注意・指導して従わない場合は過料を徴収する。七月から骨子案に対する市民意見を募集する。

六月二三日

市は、斜面地の大規模地下室マンション開発を抑制するため、地下室の容積緩和を制限する建築基準条例の改正案を公表。容積率の緩和対象を地下室の最下階に限定し、斜面地の大規模マンションの規模を抑える。市民意見を募集し検討したうえで改正案を議会に提出、二〇〇六年一月に施行予定。

新しい制度や改革は作った後が本番です。どんな制度や改革もその目的を実現していく職員が必要で、そのために市役所は「学び続ける組織」を維持し、「学び続ける職員」を育成していくなくてはなりません。そのための人材育成・能力開発は、一人ひとりの「自学」が中心になると思いますが、それを促すように人事制度や職場と連携しながら、自らを高めていく機会を職員に提供していくことができるように、職員研修を見直す時期だと思えます。

(総務局職員研修所主査 星野宏幹)

本誌のバックナンバーをみると、各号発行当時の政策課題とともに執筆者の問題意識や意気込みが誌面から伝わってきます。折々の議論が現在の施策につながるということがわかり、こうした過程を追うことができるのも本誌の意義のひとつです。今号の議論は、将来どう振り返られるのでしょうか。これは、時の評価によって事後的に検証されてしまうということもありますが、それを恐れずに自由に語れるのが本誌の特長であり、大事にすべき点なのでしょう。

(総合企画局都市経営部企画調整課主査 長沼浩之)

市役所には、いろんな話しをしにくるお客さんがいて、どうも私はそういう人に好かれてしまう変な長所があるようです。業務外の話しをするのはつらい面もありますが、こうした人と接していると川崎市はいろんな人が一三〇万人以上も集まっている、なかなか楽しいまちなのではないかと誇りのような感情がおきてくるから不思議です。昨今はシステマティックな世の中ですが、やはり人との出会い・会話を大切にして人間力をアップさせたいものです。

(財政局財政部資金課 茂木政樹)

最近の区役所では、区行政改革の推進に伴い頻繁に「課題」がでてくる。試行の区民会議では、解決に向けて課題を調理しテーブルに並べ、それを区民の方に試食してもらうわけだが、次々と料理が出され食す前に消化不良を起こすのではないかと心配である。具材や調理法に関心をもち美味

しく味わってもらうためには、区民と区民、区民と行政が語り合い思いを共有することが大切であり、それによって関係性は深まり解決の幅が広がると思う。いずれにしても、永続的な取り組みが重要であるがゆえに、あせりは禁物なのだろう。

(川崎区役所総務企画課主任 中原真理子)

今回「環境」というテーマで編集に関わらせて頂き、「戦後の公害問題」現状のゴミ問題、今後の緑化への施策、川崎市における取り組みについて、私自身の無知を感じ、また業務とは異なる分野にも接することが出来たことを今後の仕事のブラッシュにしていきたいと感じています。日常業務においては、いよいよ保育園業務が繁忙期となり、宮前区は平成一八年四月から「さぎ沼」ごみ保育園が開園となり、少しでも待機児の解消となることを切に願うばかりです。

(宮前区役所保健福祉センター保健福祉サービス課 松原貴史)

本号の特集からも窺えるように、近年の環境政策は、市民や事業者の自発的取組に負うところが非常に大きい。自治体には、このような自発的取組の足を引っ張らないことはもちろん、環境問題に取り組むことの重要性を市民や事業者に向かつて積極的に発信していくことが求められる。本誌もそのような情報発信の手段である。本号が一人でも多くの市民や事業者の目に触れ、情報発信の役割を立派に果たすことを期待したい。

(政策課題専門調査員 棚橋 匡)

《事務局あしがき》

川崎市自治基本条例が施行されて一〇か月。この条例に基づき、現在、住民投票条例、パブリックコメント手続制度、区民会議など具体的な検討が進められている。それぞれの取り組みは、自治を推進するために備えるべき重要な制度・仕組みである。これらに加えて、自治基本条例を推進していくに当たり重要なことは、情報共有、参加、協働という自治運営の基本原則を踏まえ、課題解決に不断に取り組む職員姿勢であろう。本市の政策情報誌の特徴は、なによりも若手を中心とした職員自らの手による論稿で作られていることにある。職員が常に問題意識をもって行政課題への取組、方向を模索する地道な作業の積み重ねが、新たな政策開発につながっていく。本市の自

治を一步でも前進させるために、この政策情報誌が貢献できるよう事務局として取り組みたいと考えている。

(総合企画局政策部主幹 土方慎也)

地球温暖化、異常気象、オゾン層の破壊、環境問題のキーワードは毎日のように耳にします。今号の編集を進める中で、一日に環境問題と言っても、実に多様で奥深い問題であることを実感しました。経済優先の社会で何が起ったのか、豊かさとはなにか、人間の生活とは何か、改めて考える時期が到来し、環境情報を吸収するだけでなく、各人が行動を起こす時代に入ったように思います。環境と経済を調和させ、折り合いをつけていくための本市の試みは、環境と経済の統合がもたらす技術や経営の成果が、新たな競争力や価値を生み、それが環境配慮型社会の構築を加速するという新しいタイプの循環型経済につながる持続可能な都市モデルを提案していくものとなるでしょう。ぜひ、読者のご高覧を乞う次第です。

(総合企画局政策部主査 菊地一恵)

座談会は編集作業の過程で、削ぎ落としてしまったエピソードがいくつもあります。今、現場で展開している行政課題を、それに関わっている方の生の声で伺えたのは、非常にいい経験になりました。われわれの仕事は、ときにデスクワークに終始しがちになりますが、ときに市民の声、現場の声、当事者の声を聞くことが出来る、そういったアンテナを持ちつつけていたいと思います。そして必要とあれば、いつでも渦中に飛び込んでいく心構えも、あわせて持っていたいですね。

(総合企画局政策部 広岡真生)

— 投稿をお待ちしています —

本誌は職員の方々が自由に意見を発表し、討論するひろばです。自らの自主研究発表の場として、投稿をお待ちしています(執筆は個人・グループのいずれでも構いません)。

応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にとりまとめて政策部担当までお送りください。



イ・下の民俗画より



9784862090041

ISBN4-86209-004-4

C3031 ¥600E



1923031006003

言叢社

定価=630円(本体600円+税)

第 **19** 号
2006 January no.19

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

川崎市総合企画局政策部

政策情報かわさき 第19号

2006年 1月1日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-2168 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640